

第5期北区障害福祉計画・ 第1期北区障害児福祉計画

中間のまとめ

平成29年10月
北 区

目次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景	1
(1) 障害者総合支援法の制定と改正	1
(2) 東京都、北区における障害福祉計画策定等の経緯	1
(3) 計画の目的	2
2 計画の基本的視点	3
3 北区障害福祉計画・障害児福祉計画の位置付け	4
4 計画期間	5
5 計画の策定体制	6
(1) 北区自立支援協議会等における検討	6
(2) 北区障害者計画等検討委員会における検討	6
(3) パブリックコメントの実施	6
第2章 北区の障害者・障害児を取り巻く現状と課題	7
1 障害者・障害児人口の状況	7
(1) 身体障害者手帳所持者数の推移	7
(2) 「愛の手帳」所持者数の推移	8
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移	9
(4) 難病患者（難病医療費助成等認定患者）数の推移	10
(5) 障害支援区別の状況	11
(6) 障害者手帳所持者の年齢構成比の状況	11
2 北区の障害者・障害児を取り巻く現状と課題	12
(1) 障害者総合支援法の改正と障害児に対する支援体制の強化	12
(2) 障害者とその介助者の高齢化への対応	12
(3) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの実施	13
(4) 入所・入院等から地域生活への移行・定着	14
(5) 就労支援の充実	14
(6) 相談支援体制の充実	15
(7) 障害者の権利擁護と差別解消に向けた取り組みの強化	15
第3章 成果目標と活動指標	18
1 成果目標	18
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	19
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	19
(3) 地域生活支援拠点等の整備	20
(4) 福祉施設から一般就労への移行	20
(5) 障害児支援の提供体制の整備等	21
2 活動指標	22

第4章 障害福祉サービスの推進	23
1 訪問系サービス	23
(1) 居宅介護（ホームヘルプ）	23
(2) 重度訪問介護	24
(3) 同行援護	25
(4) 行動援護	26
(5) 重度障害者等包括支援	27
2 日中活動系サービス	28
(1) 生活介護	28
(2) 自立訓練（機能訓練）	29
(3) 自立訓練（生活訓練）	30
(4) 就労移行支援	31
(5) 就労継続支援（A型）	32
(6) 就労継続支援（B型）	33
(7) 就労定着支援《新規》	34
(8) 療養介護	35
(9) 福祉型短期入所（ショートステイ）	36
(10) 医療型短期入所（ショートステイ）	37
3 居住系サービス	38
(1) 自立生活援助《新規》	38
(2) 共同生活援助（グループホーム）	39
(3) 施設入所支援	40
4 相談支援	41
(1) 計画相談支援	41
(2) 地域移行支援	42
(3) 地域定着支援	43
第5章 地域生活支援事業の推進	44
1 必須事業	44
(1) 理解促進研修・啓発事業	44
(2) 自発的活動支援事業	44
(3) 相談支援事業	45
(4) 成年後見制度利用支援事業	46
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	47
(6) 意思疎通支援事業	47
(7) 日常生活用具等給付事業	49
(8) 手話奉仕員養成研修事業	50
(9) 移動支援事業	51
(10) 地域活動支援センター	52
(11) 広域的な支援事業《新規》	53

2	任意事業	54
(1)	身体障害者訪問入浴サービス事業	54
(2)	日中一時支援事業	55
(3)	身体障害者用自動車改造補助事業	56
(4)	障害者運転免許取得経費補助事業	57
第6章	障害のある子どもに対するサービスの推進	58
1	障害児相談支援	58
(1)	障害児相談支援（障害児支援利用援助）	58
2	障害児通所支援	59
(1)	児童発達支援	59
(2)	医療型児童発達支援	60
(3)	放課後等デイサービス	61
(4)	保育所等訪問支援	62
(5)	居宅訪問型児童発達支援《新規》	63
(6)	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置《新規》	64
第7章	計画の推進に向けて	65
1	計画の進行管理	65
(1)	区民等との協働	65
(2)	国、東京都、区等の適切な役割分担に基づく施策の推進	65
(3)	北区自立支援協議会を中心とした計画の評価	65

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

(1) 障害者総合支援法の制定と改正

障害者自立支援法の改正法として平成 25 年 4 月（一部は平成 26 年 4 月）に施行された「障害者総合支援法」（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）では、地域社会における共生の実現に向けて、難病患者等を障害福祉サービスの給付対象に含むとともに、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等の制度改正が行われました。

障害者総合支援法は、施行後 3 年を目途として障害福祉サービスのあり方等について検討し、見直しを行うこととされておりました。これを受けて、平成 28 年 5 月に同法及び児童福祉法が改正され、平成 30 年 4 月（一部は公布時）に施行されることとなりました。

この法改正では、地域生活の支援充実のために自立生活援助や就労定着支援などのサービスが創設されるとともに、低所得の高齢障害者が介護保険サービスを利用する際の負担軽減や、障害児支援のためのサービスの拡充、障害児福祉計画の策定等の障害児支援体制の強化などが盛り込まれました。

また、平成 29 年 5 月に制定された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」によって、障害者総合支援法の一部規定が改正されました（平成 30 年 4 月施行）。この法改正では、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進の一環として、高齢者と障害児・障害者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障害福祉制度に新たに「共生型サービス」を位置付けることとされました。

(2) 東京都、北区における障害福祉計画策定等の経緯

東京都においては、平成 19 年に「東京都障害者計画・東京都障害福祉計画」が策定され、その後数度の改正を経て、平成 30 年度から「東京都障害者計画・第 5 期東京都障害福祉計画」（仮称）による施策の推進が図られます。

北区では、障害者自立支援法の施行とともに「第 1 期北区障害福祉計画」（平成 18 年度～20 年度）を定めました。北区障害福祉計画については、3 度にわたる見直しを行い、サービスの充実に努めてきました。平成 27 年 3 月には、障害者基本法に基づく区の総合的な障害者施策を定める「北区障害者計画」と一体的な形で、平成 29 年度を目標とした障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量・確保のための方策を定めた「第 4 期北区障害福祉計画」を策定しました。

(3) 計画の目的

本計画は、こうした背景のもとに第5期の「障害福祉計画」と第1期の「障害児福祉計画」として、国や東京都等の動向を踏まえ、今後3年間において充実させるべき障害福祉サービス等の数値目標及び確保すべきサービス量、確保のための方策を定め、北区における障害者、障害児に対するサービスを計画的に提供することを目指すものです。

2 計画の基本的視点

北区障害者計画では、障害のあるなしに関係なくすべての人々が社会の一員としてお互いを尊重して支えあい、人としての尊厳をもちながら生き生きと暮らしていくことができる地域社会の実現を目指す観点から、基本理念として「一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして」を掲げています。また、基本理念を具体化するための方向性として、「自分らしく生き生きと暮らすために」「安心して地域で暮らすために」「ともに支えあう地域社会をめざして」の3つを基本目標として掲げています。

こうした障害者計画の基本理念、基本目標に基づき、北区障害福祉計画・障害児福祉計画では、基本的視点として「障害のある子どもが健やかに育ち、障害のあるすべての人が自分らしく安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を設定します。

■北区障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的視点

北区障害者計画の基本理念

一人ひとりを大切にし、ともに生きる地域社会をめざして

- 基本目標 1 自分らしく生き生きと暮らすために
- 基本目標 2 安心して地域で暮らすために
- 基本目標 3 ともに支えあう地域社会をめざして

北区障害福祉計画・北区障害児福祉計画の基本的視点

障害のある子どもが健やかに育ち、障害のあるすべての人が自分らしく安心して暮らすことのできる地域社会の実現

3 北区障害福祉計画・障害児福祉計画の位置付け

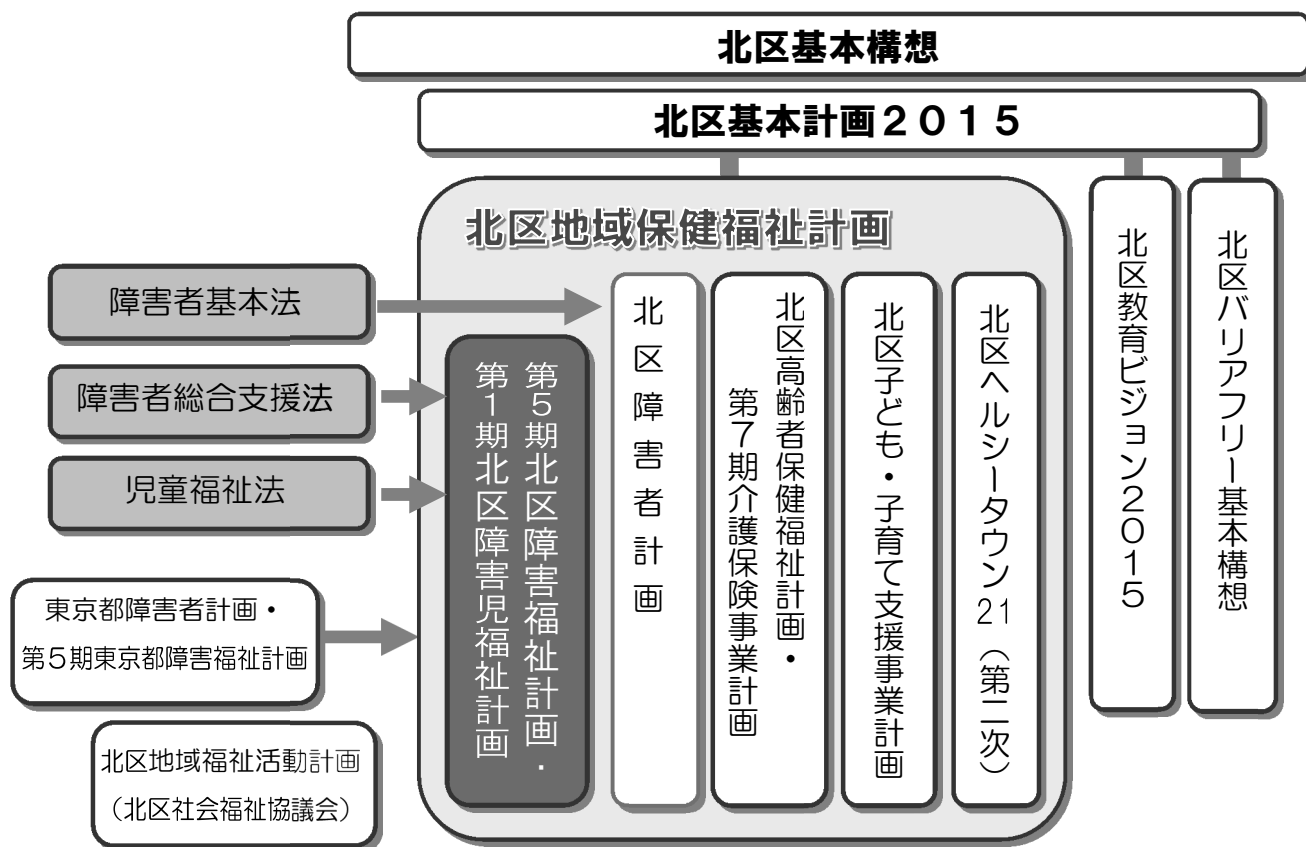
第5期北区障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービス等の地域生活に必要なサービス量の見込み（数値目標）及びその確保策を定める計画です。

第1期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、障害児通所支援及び障害児相談支援に必要なサービス量の見込み（数値目標）及びその確保策を定める計画です。なお、同法では市町村障害児福祉計画を市町村障害福祉計画と一体のものとして策定することを認めていることから、北区では第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画を一体的に策定します。

また、本計画は、区の将来像を描いた「北区基本構想」及びそれに基づく「北区基本計画」、区の地域保健福祉の推進にかかる理念や基本的な方向を位置づけている「北区地域保健福祉計画」、区の障害保健福祉施策を総合的に進めるための計画である「北区障害者計画」を上位計画とし、関連諸計画との整合性を確保しながら、障害者・障害児に必要なサービスについて主に定める事業計画です。

なお、第5期北区障害福祉計画・第1期北区障害児福祉計画の策定に当たっては、障害者総合支援法、児童福祉法の規定に基づいて厚生労働大臣が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）の内容を踏まえるとともに、東京都の「東京都障害者計画・第5期東京都障害福祉計画」の趣旨を踏まえています。

■北区の障害者・障害児に関する計画の体系

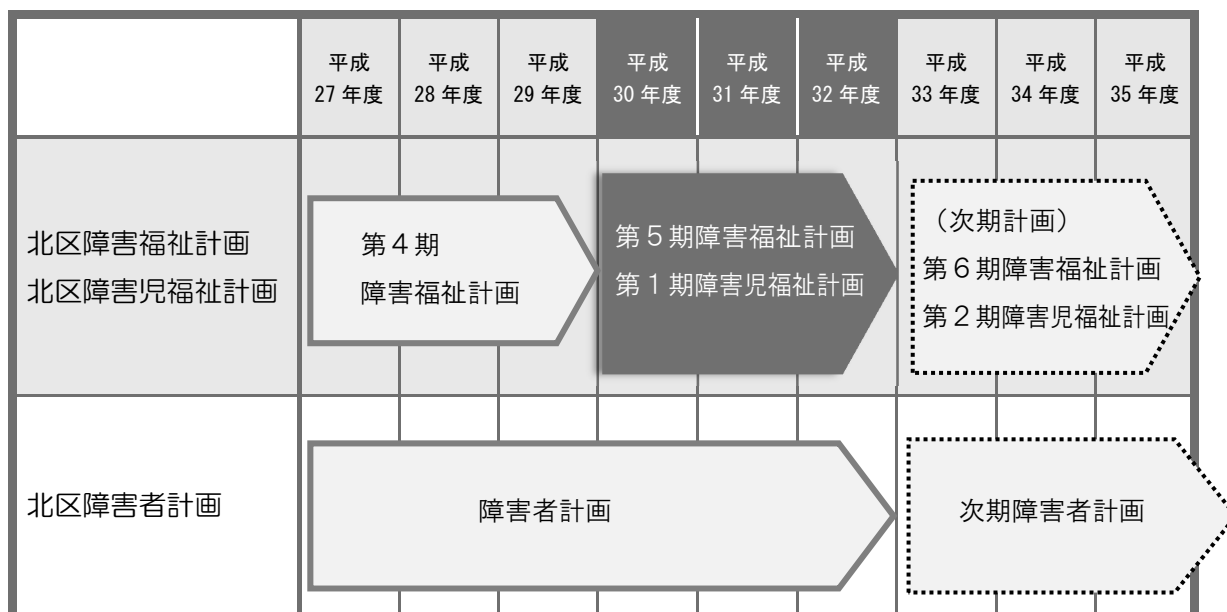


4 計画期間

第5期北区障害福祉計画・第1期北区障害児福祉計画は、国の基本指針の考え方を踏まえ、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とするとともに、平成32年度末に向けた数値目標を設定します。

なお、北区障害者計画の計画期間も平成32年度までとなっています。

■計画期間



5 計画の策定体制

(1) 北区自立支援協議会等における検討

第5期北区障害福祉計画・第1期北区障害児福祉計画の策定にあたっては、障害者を含む区民、区内の障害者団体、相談支援事業者、学識経験者等で構成されている「北区自立支援協議会」及び同専門部会において、北区の障害者・障害児を取り巻く課題や今後の施策の方向性についての検討を行いました。

(2) 北区障害者計画等検討委員会における検討

第5期北区障害福祉計画・第1期北区障害児福祉計画の策定にあたっては、区の関係部署の職員で構成されている「北区障害者計画等検討委員会」において、関連施策との整合性を確認するとともに、具体的な取り組みの検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

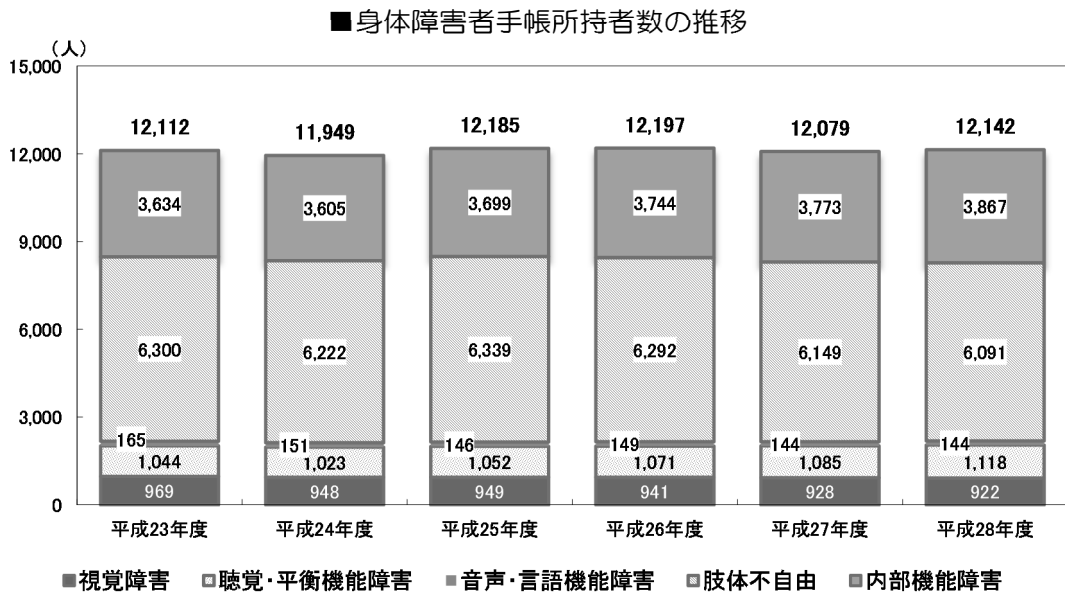
第5期北区障害福祉計画・第1期北区障害児福祉計画の中間のまとめについては、北区のホームページに掲載し、平成29年12月1日～平成30年1月5日の期間にパブリックコメントを実施しました。区は、区民の皆様からいただいたご意見の趣旨を計画に反映させました。

第2章 北区の障害者・障害児を取り巻く現状と課題

1 障害者・障害児人口の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

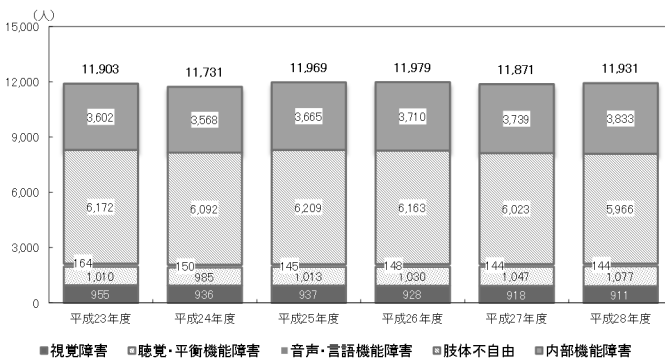
身体障害者手帳所持者数は、過去5年間でほぼ横ばい状態が続き、平成28年度末時点では12,142人となっています。平成28年度末の手帳所持者数を障害部位別に見ると、肢体不自由が全体の50.2%を占めて最も多く、次いで内部機能障害(31.8%)、聴覚・平衡機能障害、視覚障害となっています。



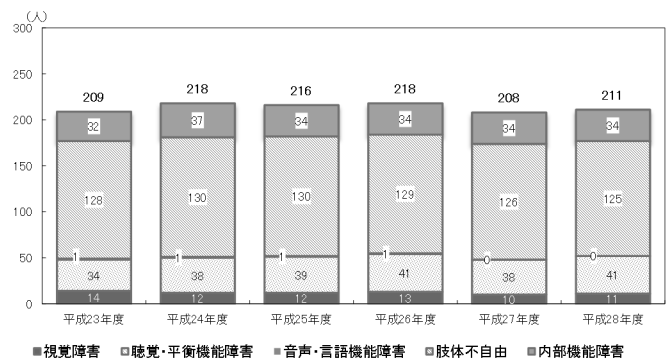
※各年年度末時点。

身体障害者手帳所持者の大半は18歳以上であり、平成28年度末時点で18歳以上11,931人、18歳未満211人となっています。障害部位別に見ると、18歳未満では肢体不自由の割合が手帳所持者全体の59.2%であり、聴覚・平衡機能障害が19.4%、内部機能障害が16.1%となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移(18歳以上)

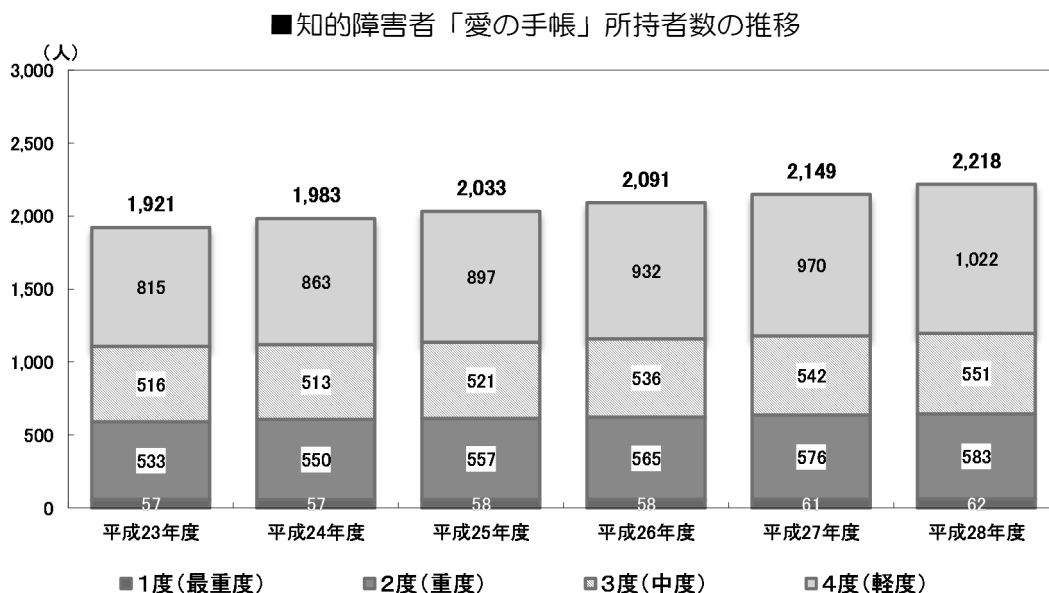


■身体障害者手帳所持者数の推移(18歳未満)



(2) 「愛の手帳」所持者数の推移

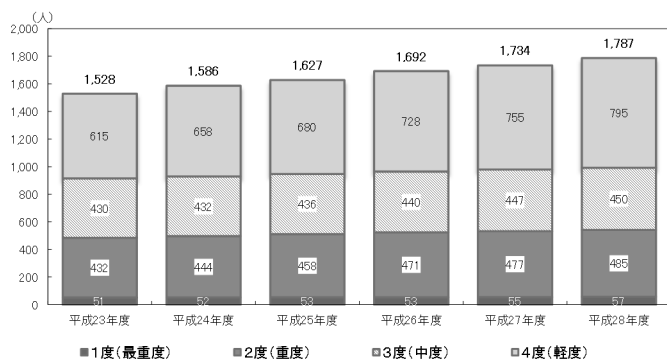
知的障害者に交付される「愛の手帳」（東京都療育手帳）の所持者数は年々増加しており、平成23年度末の1,921人が平成28年度末には2,218人となっています。平成28年度末の手帳所持者数を度数別に見ると、4度（軽度）が全体の46.1%を占めて最も多く、2度（重度）が26.3%、3度（中度）が24.8%で続きます。



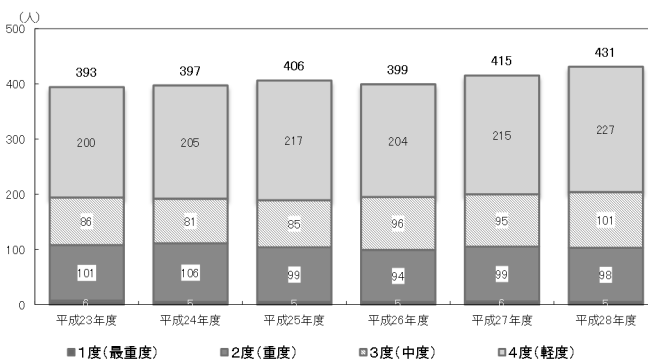
※各年年度末時点。

「愛の手帳」所持者を年代別に見ると、18歳以上がほぼ8割、18歳未満がほぼ2割となっており、平成28年度末時点で18歳以上1,787人、18歳未満431人となっています。度数別に見ると、18歳未満では4度（軽度）の割合が手帳所持者全体の52.7%と半数以上を占めています。

■ 「愛の手帳」所持者数の推移（18歳以上）



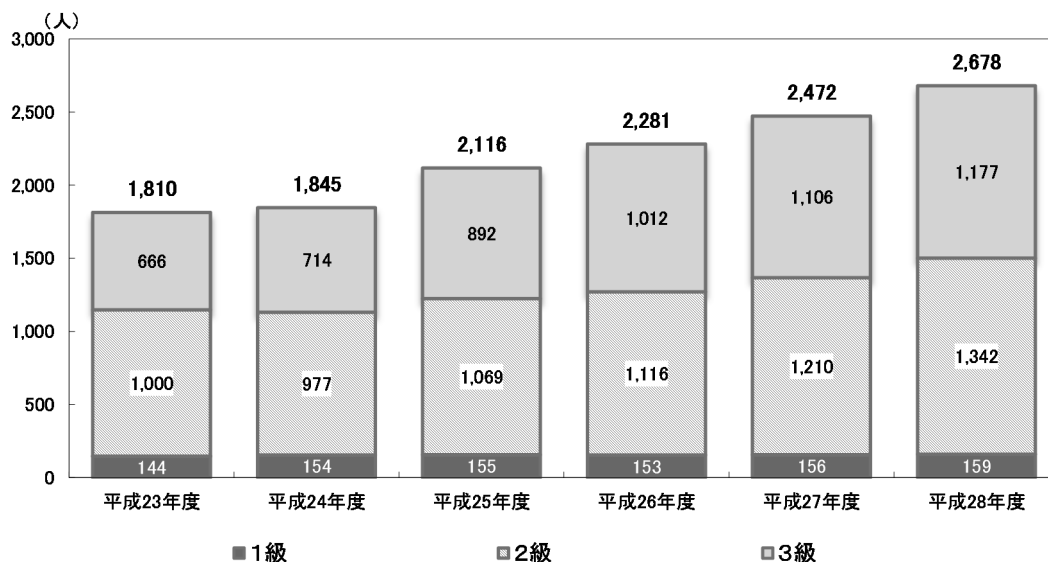
■ 「愛の手帳」所持者数の推移（18歳未満）



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 24 年度末から 25 年度末にかけて 15%程度増加するなど年々増加しており、平成 23 年度末の 1,810 人が平成 28 年度末には 2,678 人となっています。平成 28 年度末の手帳所持者数を度数別に見ると、2 級が全体の 50.1%を占めて最も多く、最軽度の 3 級が 44.0%となっています。1 級は全体の 5.9%です。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

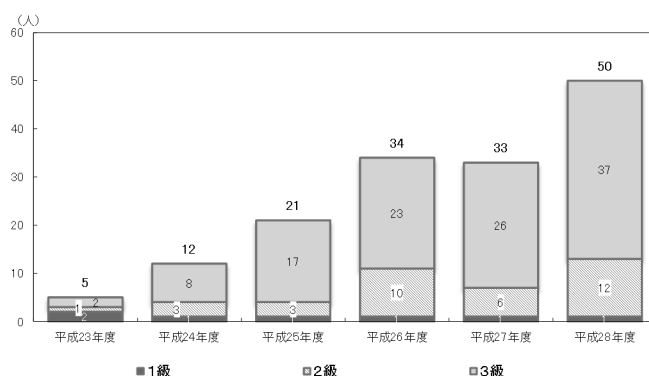
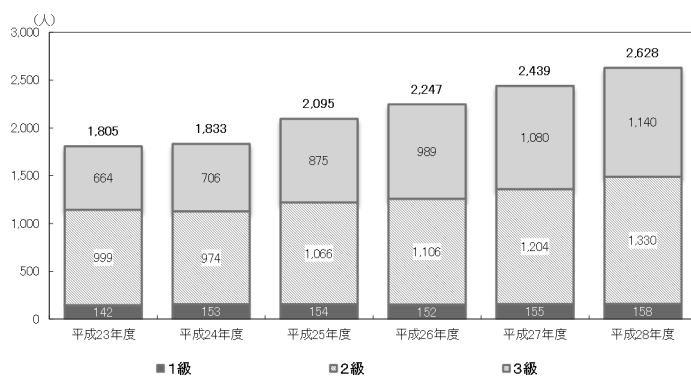


※各年年度末時点。

精神障害者保健福祉手帳所持者の大半は 18 歳以上であり、平成 28 年度末時点で 18 歳以上 2,628 人、18 歳未満 50 人となっています。

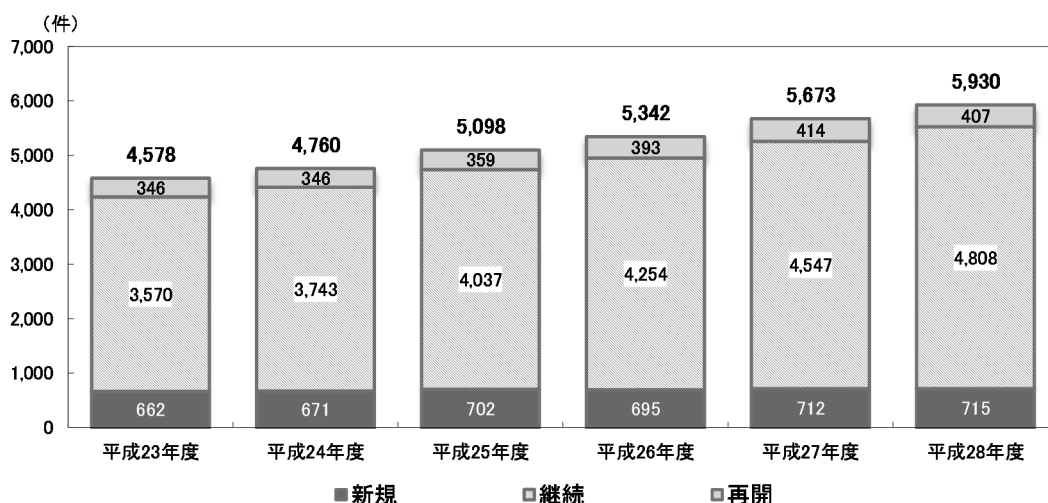
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（18 歳以上）

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（18 歳未満）



自立支援医療(精神通院医療)申請件数については、年々増加しており、平成 23 年度の 4,578 件が平成 28 年度には 5,930 件となっています。

■ 自立支援医療（精神通院医療）申請件数の推移

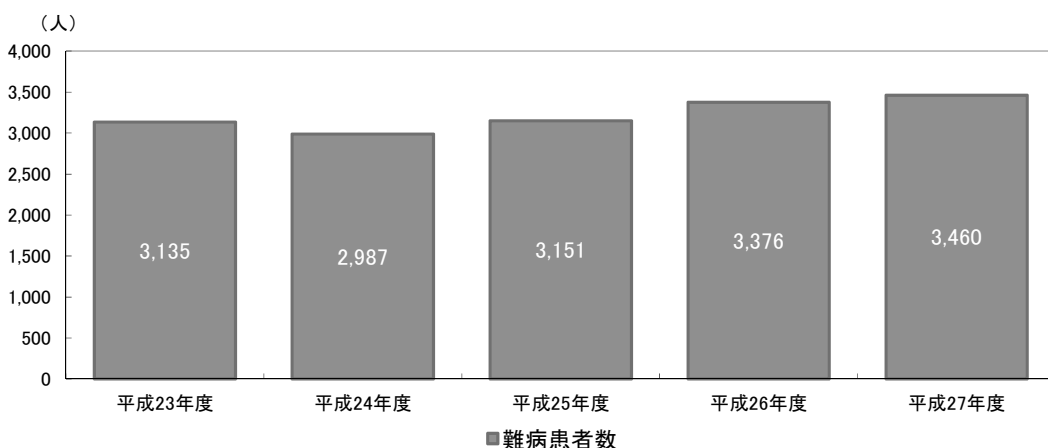


(4) 難病患者（難病医療費助成等認定患者）数の推移

難病患者（難病医療費助成等認定患者）数は増加傾向にあり、平成 23 年度末の 3,135 人が平成 27 年度末には 3,460 人となっています。

平成 25 年 4 月より、障害者総合支援法の対象に難病患者が含まれ、障害者手帳を取得していなくても障害福祉サービス等の利用が可能となっています。平成 26 年 5 月に制定された「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、平成 27 年 1 月から公平かつ安定的な医療費助成制度が開始され、国が難病医療費助成の対象として指定する疾病（指定難病）の範囲が拡大されました。指定難病の範囲は徐々に拡大されており、平成 29 年 4 月時点で 358 疾病が障害者総合支援法の対象の難病とされています（358 疾病のうち 29 疾病は、難病医療費助成の対象ではありませんが、障害者総合支援法上は対象とされています）。こうしたことから、今後も難病患者数の増加が見込まれます。

■ 難病患者（難病医療費助成等認定患者）数の推移

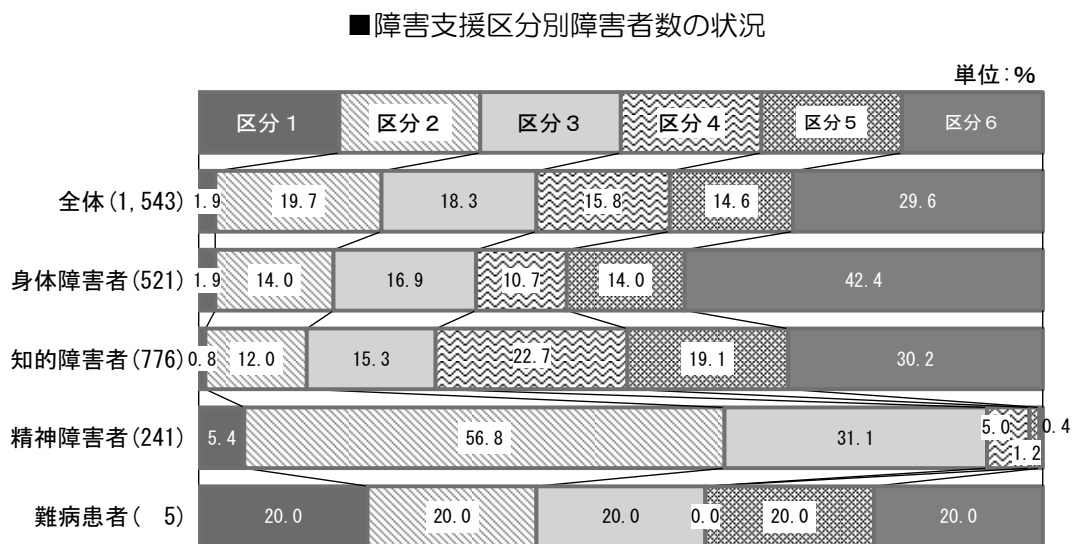


※各年年度末時点。

※出典：東京都福祉保健局「福祉・衛生統計年報」

(5) 障害支援区分別の状況

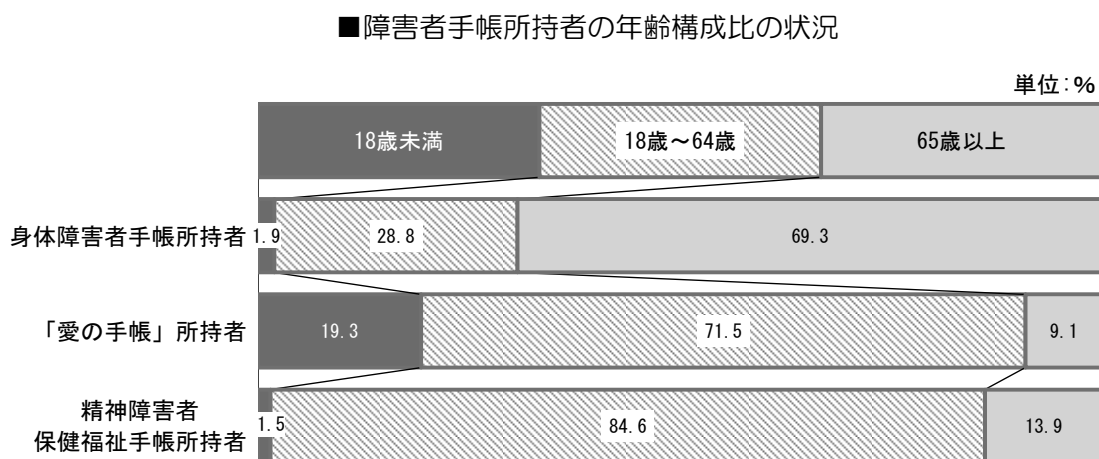
平成 28 年度末時点の障害支援区分認定者数は 1,543 人であり、区分 6 が 29.6% で最も多く、区分 2 が 19.7% で続いています。障害種別ごとに見ると、身体障害者が 521 人、知的障害者が 776 人、精神障害者が 241 人、難病患者が 5 人となっています。身体障害者では区分 6 が 42.4%、知的障害者では区分 6 が 30.2%、精神障害者では区分 2 が 56.8% を占めています。



※平成 29 年 3 月 31 日時点。

(6) 障害者手帳所持者の年齢構成比の状況

平成 28 年度末時点の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者について年齢構成別に見ると、身体障害者手帳所持者では 65 歳以上が 7 割弱を占めています。「愛の手帳」所持者では、18～64 歳未満が 7 割強を占めているものの、18 歳未満が 2 割弱と身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の割合を 10 ポイント以上上回っています。精神障害者保健福祉手帳所持者については、18～64 歳が 8 割台半ばを占めています。



※平成 29 年 3 月 31 日時点。

2 北区の障害者・障害児を取り巻く現状と課題

第4期北区障害福祉計画の策定後、障害者差別解消法の施行（平成28年4月）や障害者総合支援法の改正（平成28年5月）など、北区の障害者・障害児を取り巻く環境は変化を続けています。ここでは、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の策定に際して考慮すべき7つのテーマについて整理します。

（1）障害者総合支援法の改正と障害児に対する支援体制の強化

平成28年5月に改正され、平成30年4月（一部規定は公布時）に施行される障害者総合支援法及び児童福祉法では、「障害者の望む地域生活への支援」「障害児支援の二つのきめ細かな対応」「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」を主な柱として、様々な制度改正が位置づけられています。「障害者の望む地域生活への支援」に関しては、障害福祉サービスにおいて自立生活援助や就労定着支援といった新たなサービスが創設されました。「障害児支援の二つのきめ細かな対応」に関しては、居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設や、保育所等訪問支援の支援対象の拡大、医療的ケアを要する障害児に対する自治体の支援強化が位置づけられています。また、「サービスの質の確保・向上に向けた環境整備」としては、補装具費の支給範囲の拡大や、障害福祉サービス等の情報公表制度の創設等が定められています。区としては、こうした制度改正にかかる動向を注視するとともに、サービスの提供体制の充実に努める必要があります。

また、この法改正では、障害児のサービス提供体制を計画的に構築する観点から、都道府県及び市町村に対して、児童福祉法に基づく障害児に対するサービスについても、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標を定める「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。従来、障害者総合支援法において、同法に基づくサービスの提供体制を計画的に確保することができるよう、障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を定めることとされてきましたが、児童福祉法に基づく障害児向けのサービスについては、こうした義務付けがなされていませんでした。しかし、障害児向けのサービスを持続的に提供する環境の整備のためには、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや、提供体制の確保に係る目標等を計画的に定めることが必要不可欠と考えられるようになり、今回の法改正で義務付けされることとなりました。

北区では、平成27年に策定した障害者計画において、施策目標の1つに「障害のある子どもの療育・保育・教育の充実」を位置づけるとともに、第4期障害福祉計画において、障害児のサービスに係る必要な見込量を定めてきました。法改正を踏まえ、本計画において、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや、提供体制の確保に係る目標等を計画的に定めることとします。

（2）障害者とその介助者の高齢化への対応

人口の高齢化に伴い、障害者やその介助者の高齢化も進んでいます。11ページで示しているように、身体障害者手帳所持者に占める65歳以上の区民の割合は69.3%（平成28年度末）

となっています。

これまで、障害福祉サービスの利用者が65歳を迎えた場合、障害福祉サービスよりも介護保険サービスを優先させる原則のもとで、高齢の障害者が使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあることが課題とされてきました。このことについては、平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が創設され、介護保険または障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定も受けやすくすることが定められました。

また、障害福祉サービスの利用者が65歳を迎え、障害福祉サービスの利用から介護保険サービスの利用に移行する際、所得が変化しない場合でも利用者負担額が増加するケースが見られました。このこと背景には、障害者総合支援法に基づくサービス、介護保険法に基づくサービスともに要した費用の1割を利用者負担と定めているものの、障害福祉分野において利用者負担の軽減措置が展開されたため、障害福祉サービスと介護保険サービスとの間で利用者の実質的な負担水準に差が生じていたということがあります。平成28年5月に改正された障害者総合支援法では、このような課題に対応するため、介護保険法の介護サービス等を利用するようになる前から障害福祉サービスを継続的に利用しており、低所得である等の要件を満たす障害者については、介護保険サービスの利用に係る利用者負担の軽減措置が講じられるようになりました。

区は、こうした制度改正の情報を対象者に的確に周知することを通して、サービスを必要とする高齢障害者やその介助者の不安や負担の解消に努める必要があります。一方、知的障害者では親が介護を担っている場合が多いことから、「親なき後」の生活支援体制の確保が不可欠です。グループホームなど地域に多様な生活の場を用意するとともに、ホームヘルプサービスなど地域での生活を支える各種サービスの充実を図り、障害者とその家族を支える基盤整備を進める必要があります。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの実施

少子高齢化の進行により、我が国の総人口は平成20年をピークに減少に転じています。近年では人口減少が地域社会に与える影響を危惧する意識も見られるようになってきているほか、一つの世帯が同時に介護と育児の両方に直面する「ダブルケア」が社会問題とされるなど、特定の分野における支援だけでは必ずしも解決できない複合的な課題があることが指摘されています。

こうした中で、政府は「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月閣議決定)において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現することを位置づけています。具体的には、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することが必要としています。

地域共生社会の実現に向けて、障害福祉分野としては、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に係る取り組み、専門的な支援を要する人に対して各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築すること（具体的には、医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにすることなど）が求められています。区としては、障害福祉部門を中心に、介護や児童福祉、教育部門が連携して、こうした複合的な課題に対処する必要があります。

（４）入所・入院等から地域生活への移行・定着

障害の種別や程度にかかわらず、だれもが地域社会の一員として自立し安心して暮らすということは、当然のことです。こうした中で、施設に入所している障害者が生活の場を地域に移すことや、退院可能な精神障害者が生活の場を地域に移し、社会的入院を解消することは、依然として大きな課題です。

特に、長期入院している精神障害者の地域移行に当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があります。区を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要です。区は、東京都と協力しながら、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める必要があります。

また、退院や地域での生活を支援するため、入院中から住居の確保や新生活の準備等の支援を行ったり、地域で暮らす障害者に対する 24 時間体制の連絡相談等のサポートなどが必要です。こうした取り組みを地域ぐるみで実施することを支えるため、今後、区には拠点機能の整備を行うことが求められています。

（５）就労支援の充実

障害者が地域で自立した生活を送り、社会参加を進める上では、働く意欲や能力をもった人が可能な限り自己の希望する形で就労できることが重要です。このことを実現するため、区をはじめとした行政機関や企業等による支援の強化が求められています。

区が平成 25 年度に実施した障害者実態・意向調査では、障害者が働くために必要なこととして、知的障害者・精神障害者・難病患者の5割以上が「障害について職場での理解と協力」があることを挙げているほか、知的障害者と難病患者の5割強が「能力や体調にあった仕事の紹介」を挙げています。

近年、障害者雇用施策の推進により、障害者の一般就労の機会は拡大していますが、障害者雇用促進法に定める法定雇用率を達成できていない企業が見られます。平成 25 年6月に公布された改正障害者雇用促進法では、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止することや、事業主に対して障害者の就労上の合理的配慮の提供義務について定められています。あわせて、法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられることとなりました。企業においては、今後これまで以上に障害者の雇用に意識的に取り組む必要があります。

区は、障害者等の一般就労を促進し、安心して働き続けられるよう、就労面と生活面の支援を一体的に行う機能を持つ「障害者就労支援センター北」（ドリームヴィ、わくわくかん）を平成 13 年度に開設しています。登録者数は 1,339 人（平成 28 年度）、これまでに企業に就職した障害者数はおよそ 800 人に達しており、ここ数年は各年度 60 人程度の就職実績を維持しています。今後も引き続き、ハローワークや企業と連携した一般就労の受け入れ先の確保や、障害者就労支援センター北における取り組みなど、一般就労への移行の促進と安心して働き続けるための支援を強化するとともに、改正障害者雇用促進法の趣旨を踏まえ、企業の意識向上に向けた啓発を進める必要があります。

（6）相談支援体制の充実

障害者が住み慣れた地域で豊かな生活を送るためには、相談や情報提供などの体制を整備し、必要とするサービスが的確に提供できるようにする必要があります。区が平成 25 年度に実施した障害者実態・意向調査では、知的障害者のほぼ 4 割、難病患者の 3 割台半ばが相談窓口や情報提供の充実が今後必要と回答しています。

区では、障害福祉課の王子障害相談係と赤羽障害相談係、滝野川地域障害者相談支援センターにおいて、障害者の総合相談を実施しています。平成 27 年 4 月に開設した滝野川地域障害者相談支援センターについては、利用者が増加傾向にあり、平成 28 年度には 1,465 件の相談を受けています。また、北区に居住する障害者の生活を支援し、自立と社会参加を促進する観点から、「障害者地域自立生活支援室」では、各種相談支援や情報提供、ピアカウンセリングの実施、専門機関等の紹介などの取り組みを行っており、「障害者地域活動支援室（支援センターきらきら）」では、生活相談や生活支援、各種講座の実施により障害者の自立と社会参加を支援しています。今後も相談支援事業者をはじめとした関係機関との連携を通して、保健・医療・福祉をはじめ様々な情報を集約し、多様なニーズのある障害者の相談に的確に対応できるような体制を整備する必要があります。

（7）障害者の権利擁護と差別解消に向けた取り組みの強化

判断能力が十分でない障害者が、地域で安心して自立した生活を送るためには、その人にとって適切なサービスを選択することが可能であるとともに、その人固有の財産や権利が守られなければなりません。成年後見制度の利用促進や障害者虐待の未然防止、早期発見と適切な支援など、関係機関等が相互に協力した上で、障害者に対する支援体制を強化することが必要です。区では、平成 24 年 10 月に障害者の虐待にかかわる通報や届出、支援などの相談を受け付ける障害者虐待防止センターを設置しています。

このほか、平成 23 年の障害者基本法改正で規定された差別の禁止（第 4 条）を具現化するものとして、平成 28 年 4 月に障害者差別解消法が施行されました。同法では、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮の提供」を求めています。

区では、平成 28 年 3 月に「東京都北区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する

対応要綱」を制定するとともに、講演会、職員研修を重ねるなど、職場としての北区役所における適切な対応に努めています。区民に対しては、平成 27 年度、28 年度に障害者差別解消法シンポジウムを開催し、普及啓発に努めてきました。引き続き、本要綱に基づき適切な対応を心がけるほか、区民に向けて障害者差別解消法の趣旨の普及を継続的に実施することが必要です。

コラム 北区の取り組み事例 ①

【地域共生社会の実現に向けて】

カフェレストランヴィ長屋は、高齢化が進む桐ヶ丘地域において、町会・自治会、商店街、民生・児童委員、地域のボランティア、社会福祉協議会、高齢者あんしんセンターと行政が連携・協力して生まれた、高齢者が気軽に立ち寄れるレストランを運営する定員 20 人の就労継続支援 B 型の障害者施設です。

ヴィ長屋では、バランスのよい食事を提供するとともに、ひとり暮らし高齢者等に対する配食サービスも実施しており、平成 26 年度からは区のふれあい会食事業も受託しています。

こうしたヴィ長屋の事業活動は、就労継続支援 B 型施設の新しい試みであり、障害者雇用推進の観点からも有意義であるとともに、高齢者との支えあい、地域との共生社会に向けた取り組みとして注目されています。



(運営法人：(社福) ドリームヴィ)

コラム 北区の取り組み事例 ②

【障害者グループホームの整備】

障害者が地域の中で自立し、安心して暮らし続けるため、地域生活の基盤となる障害者グループホームの整備を促進することは、重要かつ緊急の課題です。北区では、「北区基本計画」及び「北区障害者計画」(平成27年度～32年度)においても、障害者グループホームの整備を計画事業として位置づけています。

北区では、区の未利用地を活用し、同地を低廉な価格で運営法人に貸し付けることによるグループホームの整備促進を図るために公募を行い、平成27年度には神谷二丁目に障害者グループホーム「ファミリーららら」が開設されました。現在、入居者の定員の半数は、障害支援区分4以上の方となっています。今後も障害者の高齢化に伴う重度化や、地域生活への移行・定着に向け、計画に基づいた整備を進めていきます。



(運営法人：(社福) さざんかの会)

コラム 北区の取り組み事例 ③

【障害者差別解消法シンポジウムの開催】

北区では、障害のある人もない人も、全ての人がお互いを尊重し支え合える共生社会の実現に向け、障害者差別解消法が施行される前の平成27年度から、普及啓発事業を実施しています。平成27年度、28年度はシンポジウムを開催し、同法の理解のための講演会の開催や障害当事者の体験談や意見交換等を行い、平成29年度には映画上映会を通じて障害理解の促進及び差別の解消に向けた取り組みを進めてきました。

今後も、北区自立支援協議会の意見などを参考にしながら、普及啓発活動を継続していきます。



第3章 成果目標と活動指標

本計画では、国の基本方針及び東京都の考え方を踏まえ、平成 32 年度を目標年度として次の目標値を設定します。

1 成果目標

成果目標は、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の規定に沿って設定する目標であり、少なくとも年に1回はその進捗状況を分析・評価した上で必要な対応を行うものです。基本指針では、次の5つを成果目標に掲げています。

成果目標

1

福祉施設の入所者の地域生活への移行

成果目標

2

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

成果目標

3

地域生活支援拠点等の整備

成果目標

4

福祉施設から一般就労への移行

成果目標

5

障害児支援の提供体制の整備等

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

● 考え方

国の基本方針	平成 28 年度末時点での施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者から 2%以上削減することを基本とする。
東京都の考え方	
区の方針	平成 28 年度末時点での施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者から 2%以上削減する。

● 目標値

(参考) 平成 28 年度末施設入所者数	266人
平成 32 年度までの地域生活移行者数	24人
平成 32 年度末施設入所者数	260人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

● 考え方

国の基本方針	○市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況 平成 32 年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。 ※ 医療関係者としては、病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者が参加することが望ましい。 ※ 市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
東京都の考え方	
区の方針	地域精神保健医療福祉連絡協議会において協議する。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

● 考え方

国の基本方針	平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。
東京都の考え方	
区の方針	平成 32 年度末までに区内に少なくとも一つを整備する。

● 目標値

地域生活支援拠点等の設置	1 か所
--------------	------

(4) 福祉施設から一般就労への移行

● 考え方

国の基本方針	平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。 また、当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとする。 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。
東京都の考え方	
区の方針	平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とする。 この目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定する。 《目標値の考え方》 ・平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成 28 年度末における利用者数を 2 割以上上回るようにする。

- ・事業所ごとの就労移行率について、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所が平成32年度末時点で全体の5割以上になることを目指す。
- ・就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率が8割以上となるようにする。

● 目標値

(参考)平成28年度中の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	40人
平成32年度中の福祉施設利用者の一般就労への移行者数	60人
(参考)平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数	99人
平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数	149人
平成32年度末時点における就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合	55%
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	80%

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

● 考え方

国の基本方針	① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 また、平成32年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
	② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
	③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成30年度末までに、都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保

	育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
東京都の考え方	
区の方針	<p>① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実については、既に対応済み。</p> <p>② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を区内に少なくとも 1 か所以上確保する。</p> <p>③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける。</p>

● 目標値

平成 32 年度末までに設置する主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1 か所
平成 32 年度末までに設置する主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	6 か所
平成 30 年度末までに設置する関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数	1 か所

2 活動指標

活動指標は、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障害福祉サービス提供体制確保にかかる成果目標を達成するために、必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価する指標です。成果目標と合わせて少なくとも年に 1 回以上は進捗状況を分析・評価することが望ましいとされています。

本計画における活動指標は、第 4 章及び第 6 章に掲載した各サービスの月間見込量とします。

第4章 障害福祉サービスの推進

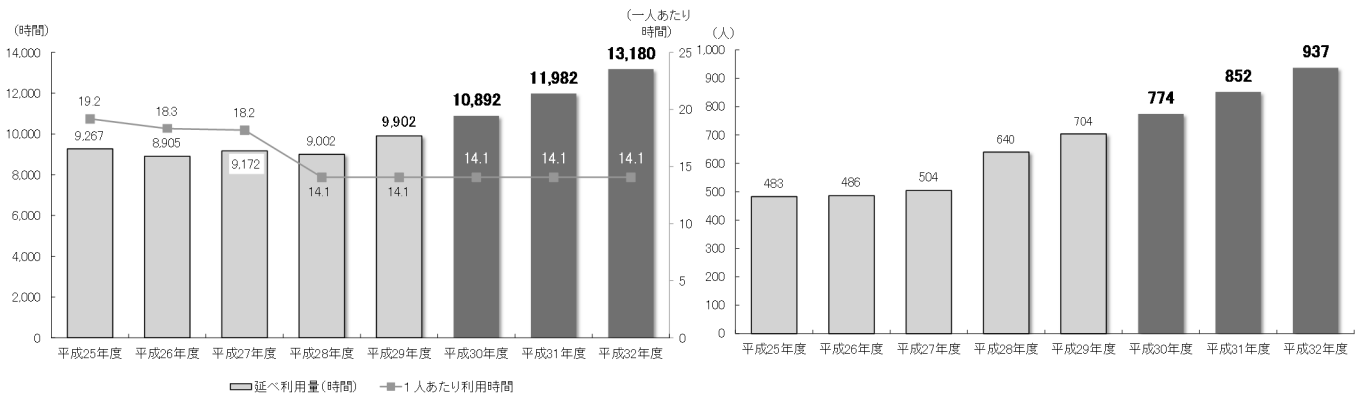
本計画では、第4期計画期間中の利用実績やサービス提供事業者の参入動向等を踏まえ、平成30年度から32年度までの各年度におけるサービス見込量を設定し、その確保に努めます。

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス利用対象者の自宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、その他生活全般にわたる援助を行うものです。障害支援区分が「区分1」以上である人が利用できます。 ● 近年の利用実績は、利用者数が増加傾向にあるものの、延べ利用時間数は横ばい傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用時間数（14.1時間）を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 北区介護給付費等審査会や、障害支援区分の状況を勘案しながら、真に利用者の生活自立につながる適切なサービスの提供に努めます。 ● 利用者自身が自らの障害の状況等に合った事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。 ● 事業者に対して、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促します。また、障害の程度や状況等に応じたサービスを提供できるよう、東京都や事業者と連携してサービスの質の向上を図ります。

■居宅介護（ホームヘルプ）の実績の推移と見込量（月間）



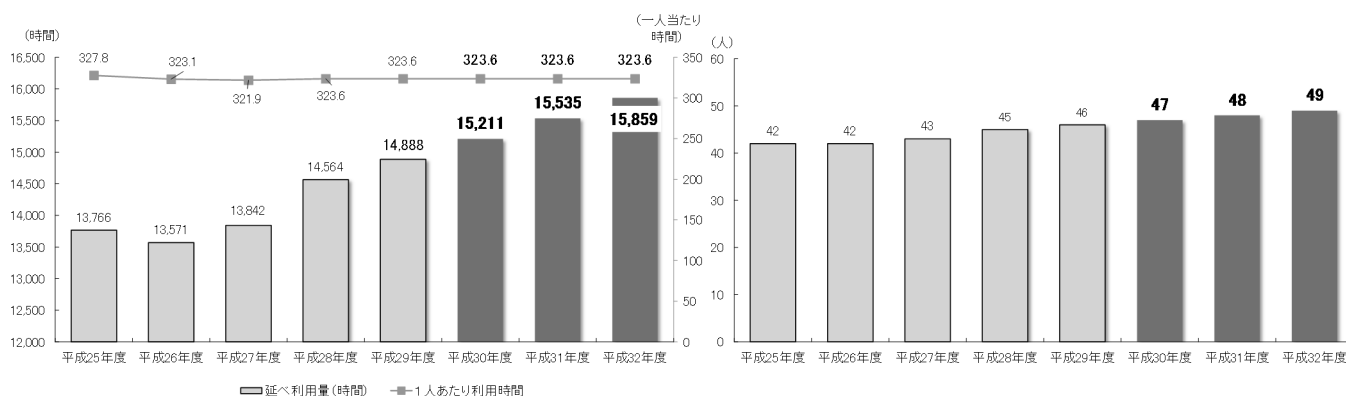
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(時間)	9,267	8,905	9,172	9,002	9,902	10,892	11,982	13,180
実利用者数(人)	483	486	504	640	704	774	852	937
1人あたり利用時間	19.2	18.3	18.2	14.1	14.1	14.1	14.1	14.1

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(2) 重度訪問介護

<p>サービスの概要 ・現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度の肢体不自由者、重度の知的障害者・重度の精神障害者で常に介護を必要とする人に、居宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行うものです。障害支援区分が「区分4」以上であり、一定の要件に該当する人が利用できます。 ● 近年の利用実績は、利用者数、延べ利用時間数ともに横ばい傾向にあります。
<p>第5期計画期間中の見込量の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用時間数（323.6時間）を乗じて見込量を算出します。
<p>今後の方向性と見込量確保のための方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 北区介護給付費等審査会や、障害支援区分の状況を勘案しながら、利用者にとって必要なサービスの提供に努めます。 ● 利用者自身が自らの障害の状況等に応じた事業所を選択できるよう、事業者情報の提供を行います。 ● 事業者に対して、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促します。また、障害の程度や状況等に応じたサービスを提供できるよう、東京都や事業者と連携してサービスの質の向上を図ります。

■ 重度訪問介護の実績の推移と見込量（月間）



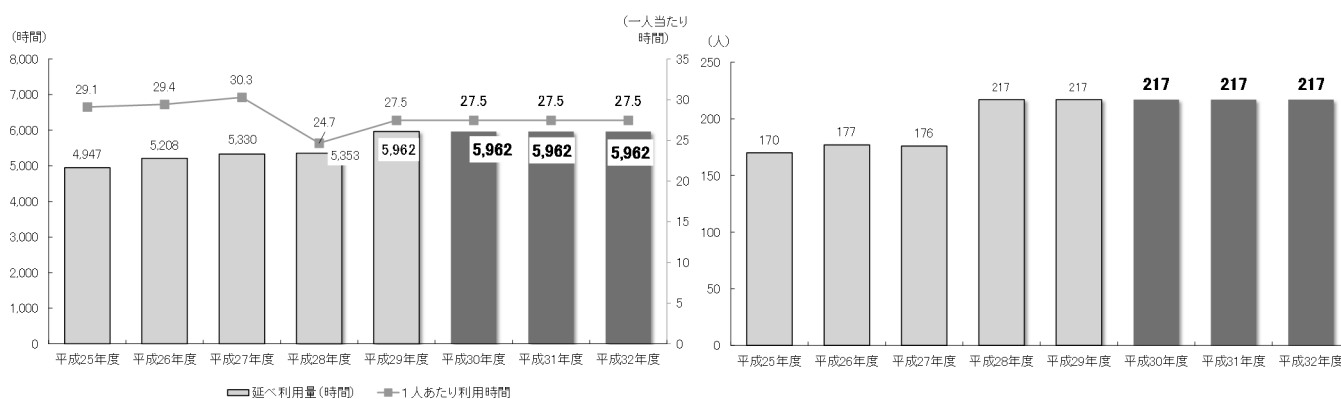
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(時間)	13,766	13,571	13,842	14,564	14,888	15,211	15,535	15,859
実利用者数(人)	42	42	43	45	46	47	48	49
1人あたり利用時間	327.8	323.1	321.9	323.6	323.6	323.6	323.6	323.6

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(3) 同行援護

サービスの概要 ・ 現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に対して、外出時に同行して移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の支援を行うものです。平成23年10月から開始されたサービスです。 ● 近年の利用実績は、平成27年度から28年度にかけて利用者数が増加したものの、延べ利用時間数は横ばい傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用時間数（27.5時間）を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 北区介護給付費等審査会や、障害支援区分の状況を勘案しながら、利用者にとって必要なサービスの提供に努めます。 ● 支給決定の際に、同行援護アセスメントによる的確な調査を行います。また、事業者に対して国が定める同行援護従事者の資格要件を満たすよう適切な管理を行い、サービスの質の確保に努めます。

■ 同行援護の実績の推移と見込量（月間）



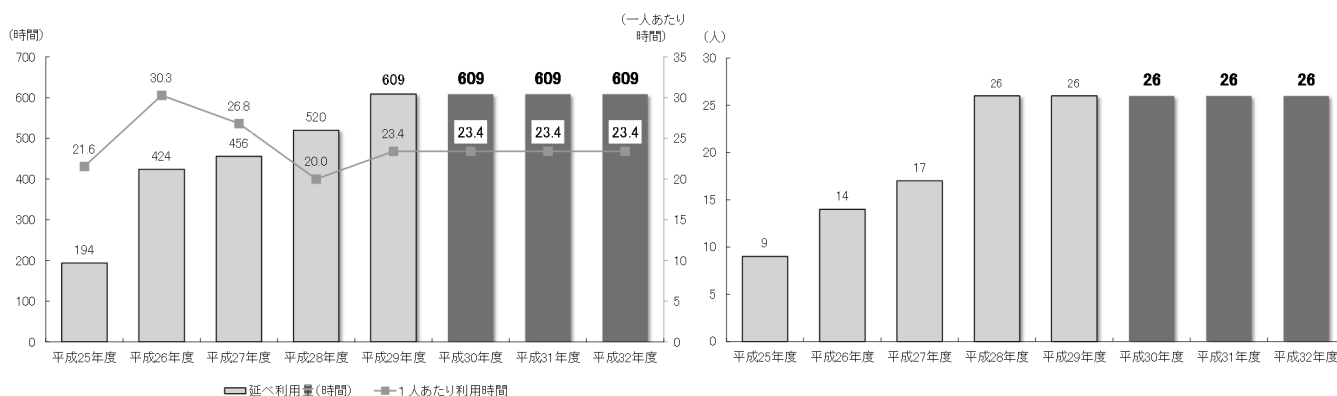
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(時間)	4,947	5,208	5,330	5,353	5,962	5,962	5,962	5,962
実利用者数(人)	170	177	176	217	217	217	217	217
1人あたり利用時間	29.1	29.4	30.3	24.7	27.5	27.5	27.5	27.5

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(4) 行動援護

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 常時介護を要する知的障害者または精神障害者で、障害により行動上著しい困難がある人に対して、行動するときに、危険を回避するため必要な支援、外出支援等を行うものです。障害支援区分が「区分3」以上であり、一定の要件に該当する人が利用できます。 ● 近年の利用実績は、利用者数・延べ利用時間数ともに増加傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用時間数（23.4時間）を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 北区介護給付費等審査会や、障害支援区分の状況を勘案しながら、真に利用者の生活自立につながる適切なサービスの提供に努めます。 ● 事業者に対して、障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促します。また、障害の程度や状況等に応じたサービスを提供できるよう、東京都や事業者と連携してサービスの質の向上を図ります。

■行動援護の実績の推移と見込量（月間）



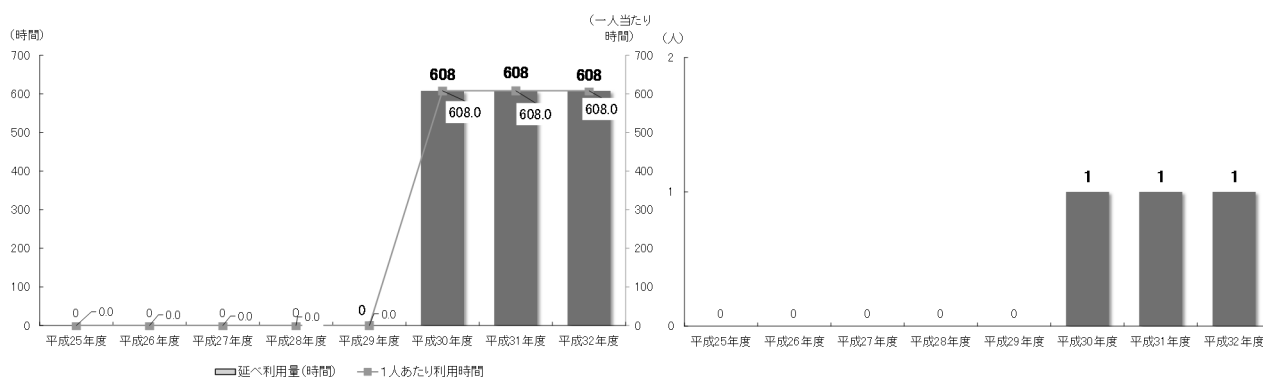
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(時間)	194	424	456	520	609	609	609	609
実利用者数(人)	9	14	17	26	26	26	26	26
1人あたり利用時間	21.6	30.3	26.8	20.0	23.4	23.4	23.4	23.4

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(5) 重度障害者等包括支援

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 重度の障害者等に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するものです。障害支援区分が「区分6」であり、一定の要件に該当する人が利用できます。 ● これまで、北区での利用実績はありません。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 第4期計画に引き続き、利用者1人を見込みます。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 北区介護給付費等審査会や、障害支援区分の状況を勘案しながら、利用者にとって必要なサービスの提供に努めます。

■ 重度障害者等包括支援の実績の推移と見込量（月間）



	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(時間)	0	0	0	0	0	608	608	608
実利用者数(人)	0	0	0	0	0	1	1	1
1人あたり利用時間	-	-	-	-	-	608.0	608.0	608.0

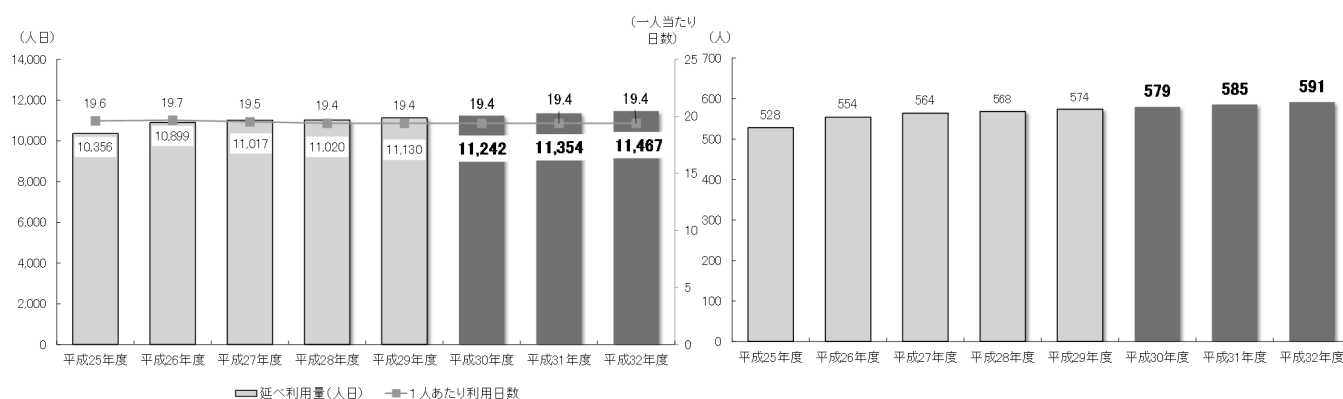
※平成29年度については暫定的な推計値である。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するものです。 ● 近年の利用実績は、利用者数・延べ利用時間数ともに横ばい傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用日数（19.4日）を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス事業者の質の向上に努めるとともに、サービスの充実を図ります。

■生活介護の実績の推移と見込量（月間）



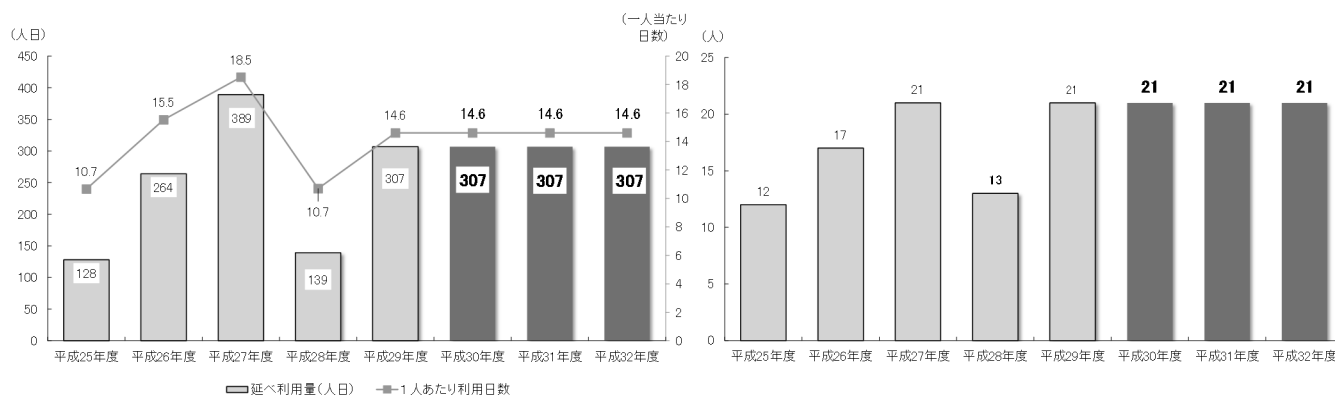
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(人日)	10,356	10,899	11,017	11,020	11,130	11,242	11,354	11,467
実利用者数(人)	528	554	564	568	574	579	585	591
1人あたり利用日数	19.6	19.7	19.5	19.4	19.4	19.4	19.4	19.4

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(2) 自立訓練（機能訓練）

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者が自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練（身体的リハビリ、言語訓練、家事等の訓練）を行うものです。 ● 近年の利用実績は、平成27年度まで利用者数・サービス量ともに増加していましたが、平成27年度から28年度にかけて、減少に転じています。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用日数（14.6日）を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

■自立訓練（機能訓練）の実績の推移と見込量（月間）



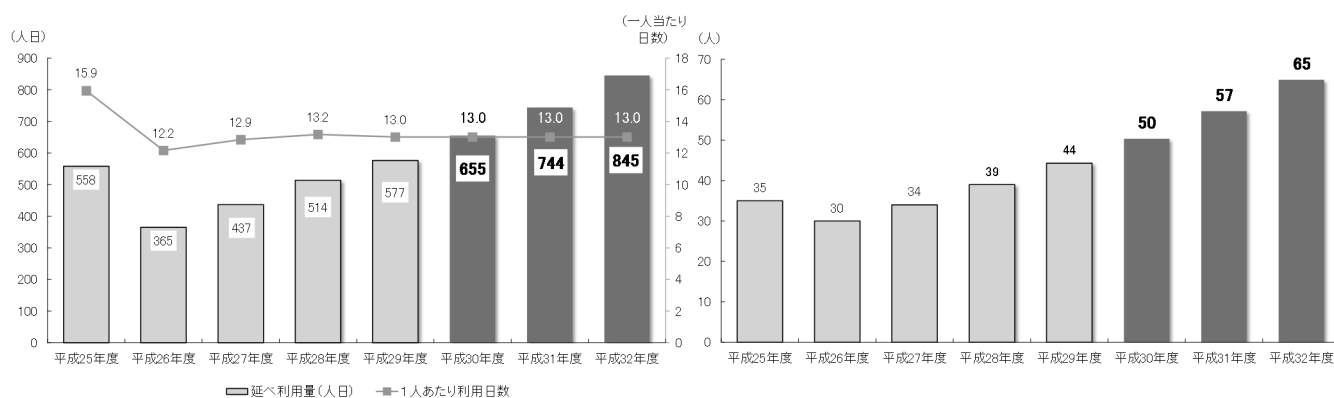
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(人日)	128	264	389	139	307	307	307	307
実利用者数(人)	12	17	21	13	21	21	21	21
1人あたり利用日数	10.7	15.5	18.5	10.7	14.6	14.6	14.6	14.6

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(3) 自立訓練（生活訓練）

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者、精神障害者が自立した日常生活・社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事等の生活能力の向上のために必要な訓練を行うものです。 近年の利用実績は、平成25年度から26年度にかけて利用者数・サービス量ともに減少しましたが、平成26年度以降はいずれも増加に転じています。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用日数（13.0日）を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

■自立訓練（生活訓練）の実績の推移と見込量（月間）



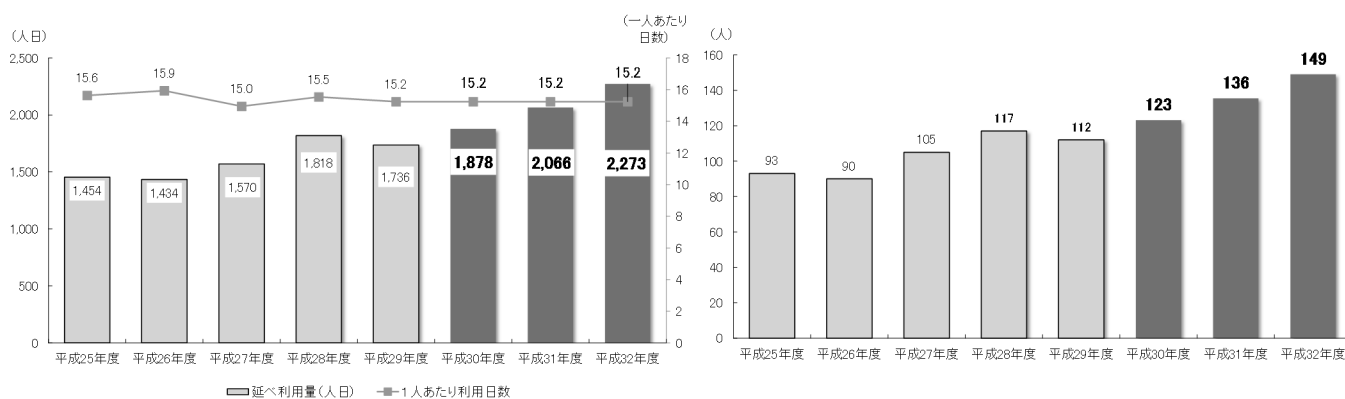
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(人日)	558	365	437	514	577	655	744	845
実利用者数(人)	35	30	34	39	44	50	57	65
1人あたり利用日数	15.9	12.2	12.9	13.2	13.0	13.0	13.0	13.0

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(4) 就労移行支援

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般企業等への就労を希望する 65 歳未満の障害者に対して、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行うものです。 ● 近年の利用実績は、平成 25 年度から 26 年度にかけて利用者数・サービス量ともに微減となりましたが、それ以外の期間は利用者数・サービス量ともに増加傾向にあります。
第 5 期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用日数（15.2 日）を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 改正障害者雇用促進法（法定雇用率の算定基礎の見直し）の施行に伴い、障害者の一般就労は増加する見通しです。就労支援センター、相談支援事業者及び就労移行支援事業者と連携して、障害者の就労意欲の高まりに対応した支援体制づくりに取り組みます。 ● 特別支援学校、福祉施設、就労支援センター、ハローワーク等の関係機関の連携を促進し、新たな職場の開拓、障害者一人ひとりに応じた支援計画の策定など、障害者の就労・職場定着のための支援を推進します。

■ 就労移行支援の実績の推移と見込量（月間）



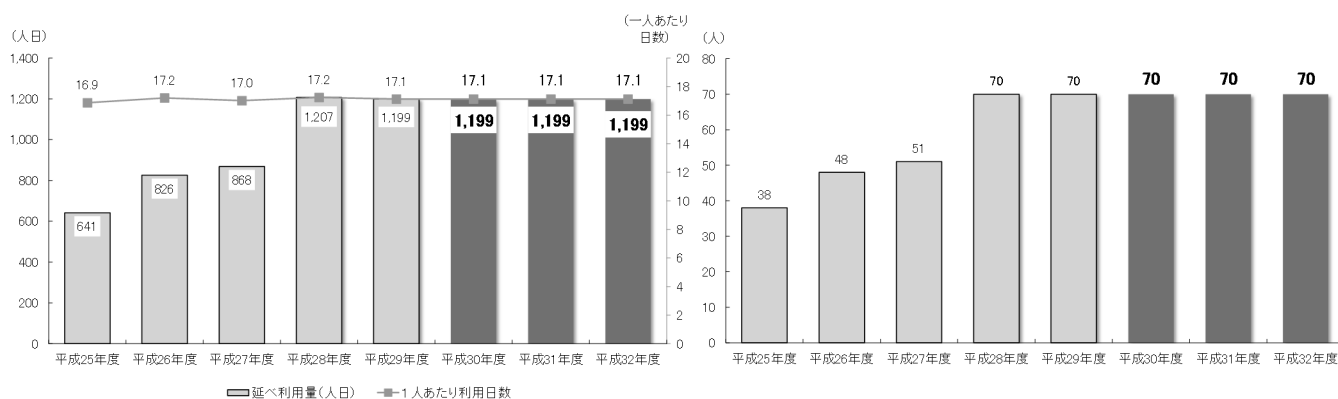
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(人日)	1,454	1,434	1,570	1,818	1,736	1,878	2,066	2,273
実利用者数(人)	93	90	105	117	112	123	136	149
1人あたり利用日数	15.6	15.9	15.0	15.5	15.2	15.2	15.2	15.2

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(5) 就労継続支援 (A型)

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般企業での就労が困難な人に、雇用契約に基づいて働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うものです。 ● 近年の利用実績は、年々増加しており、特に平成27年度から28年度にかけて利用者数・サービス量ともに大きく増加しました。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用日数(17.1日)を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者間の連携を促し、障害者の就労意欲に応える体制づくりを推進します。 ● 受注の機会や工賃向上を図るため、区による物品購入や公共施設の清掃委託等を推進します。

■就労継続支援 (A型) の実績の推移と見込量 (月間)



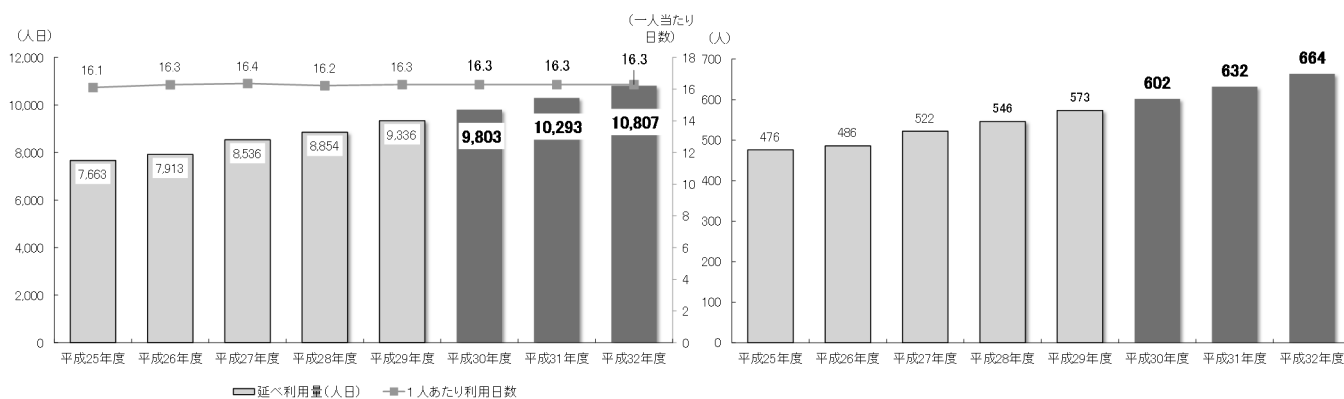
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(人日)	641	826	868	1,207	1,199	1,199	1,199	1,199
実利用者数(人)	38	48	51	70	70	70	70	70
1人あたり利用日数	16.9	17.2	17.0	17.2	17.1	17.1	17.1	17.1

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(6) 就労継続支援 (B型)

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 一般企業に雇用されることが困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行うものです。 ● 近年の利用実績は、利用者数・サービス量ともに増加傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用日数(16.3日)を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者間の連携を促し、障害者の就労意欲に応える体制づくりを推進します。 ● 受注の機会や工賃向上を図るため、区による物品購入や公共施設の清掃委託等を推進します。

■ 就労継続支援 (B型) の実績の推移と見込量 (月間)



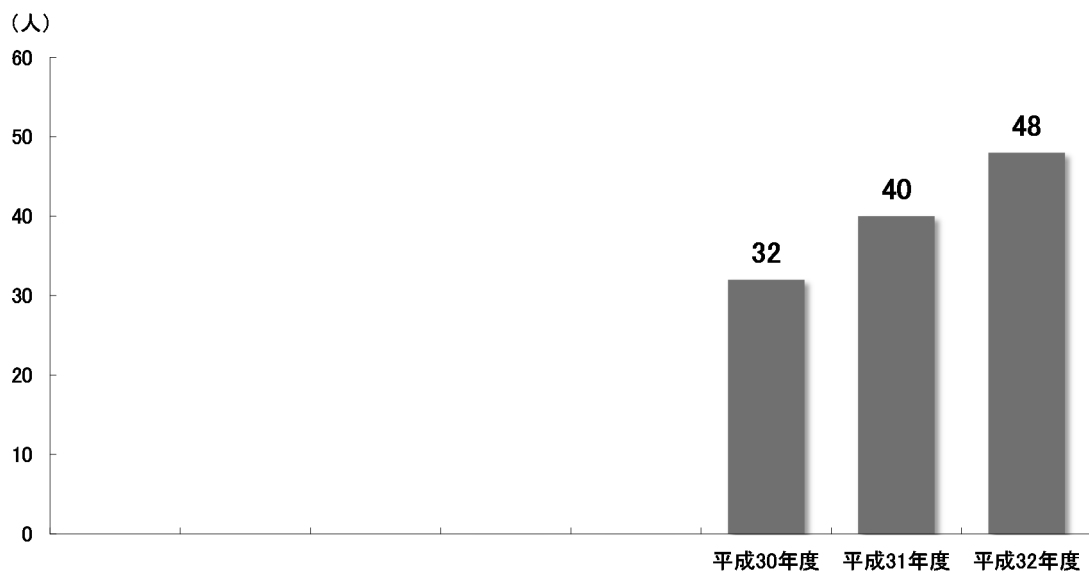
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(人日)	7,663	7,913	8,536	8,854	9,336	9,803	10,293	10,807
実利用者数(人)	476	486	522	546	573	602	632	664
1人あたり利用日数	16.1	16.3	16.4	16.2	16.3	16.3	16.3	16.3

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(7) 就労定着支援《新規》

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を利用して一般就労した障害者の就労継続を図るため、就労に伴う生活面の課題についての指導・助言等を行うものです。 ● 平成30年度から新たに位置づけられるサービスです。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年度末時点の一般就労者数の1.5倍を平成32年度末の目標として、そのうち8割が就労定着することを目標とします。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス事業者や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。

■ 就労定着支援の見込量（月間）

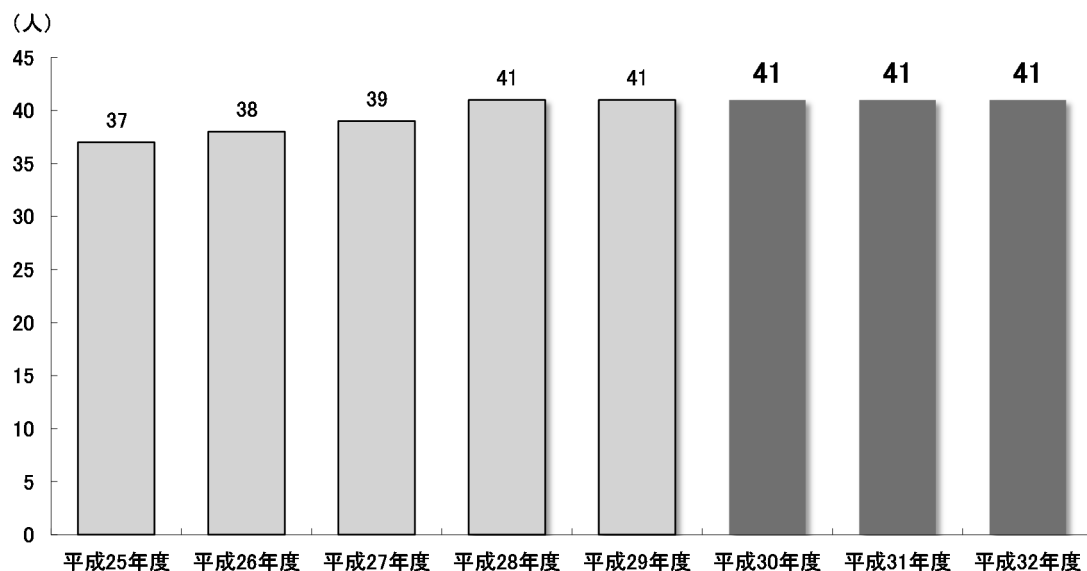


	第5期		
	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用者数(人)	32	40	48

(8) 療養介護

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行うものです。 ● 近年の利用実績は、利用者数が増加傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を見込みます。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● このサービスは、医療機関において実施されていることから、今後も医療機関との連携を図ります。

■療養介護の実績の推移と見込み（月間）



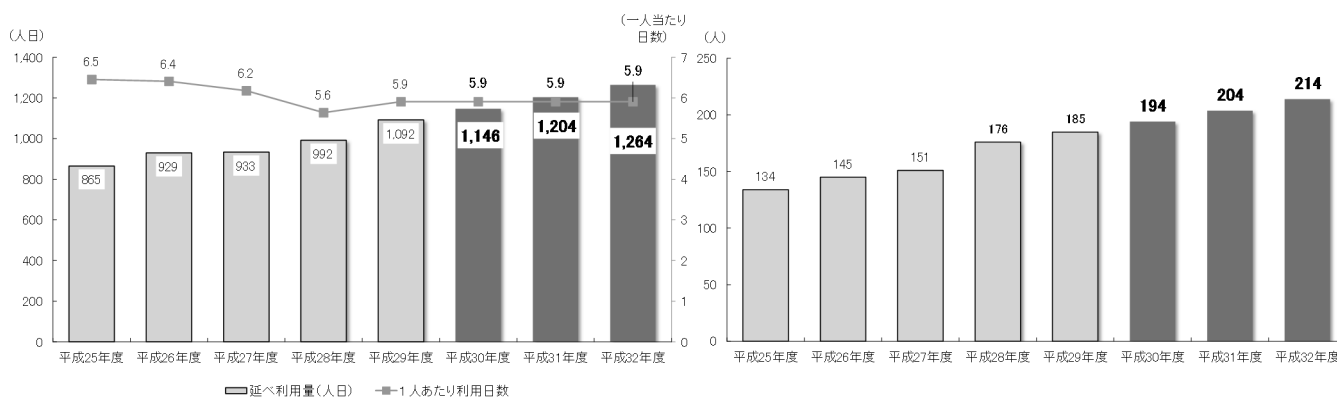
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 （実績）	平成26年度 （実績）	平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （見込み）	平成30年度 （推計）	平成31年度 （推計）	平成32年度 （推計）
実利用者数（人）	37	38	39	41	41	41	41	41

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(9) 福祉型短期入所（ショートステイ）

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者を自宅で介護する人が病気等の場合に、介護対象の障害者を障害者支援施設等で夜間も含めた短期間受け入れて、入浴、排せつ、食事の介護等を行うものです。障害支援区分が「区分1」以上である人が利用できます。 ● 近年の利用実績は、利用者数・サービス量ともに増加傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用日数（5.9日）を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 区内外のサービス事業者と連携を図りながら、サービスの充実を目指します。 ● 緊急時に短期入所の利用施設の確保が困難な場合に対応するため、短期入所施設への補助を継続し、緊急一時保護枠を確保していきます。

■福祉型短期入所（ショートステイ）の実績の推移と見込量（月間）



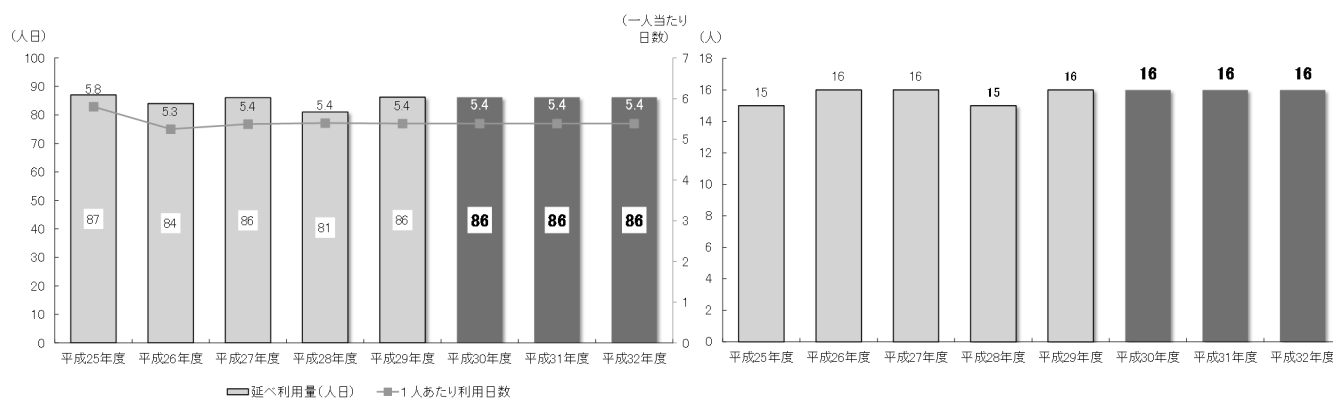
	第3期			第4期		第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(人日)	865	929	933	992	1,092	1,146	1,204	1,264
実利用者数(人)	134	145	151	176	185	194	204	214
1人あたり利用日数	6.5	6.4	6.2	5.6	5.9	5.9	5.9	5.9

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(10) 医療型短期入所（ショートステイ）

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者を自宅で介護する人が病気等の場合に、介護対象の障害者を病院等で夜間も含めた短期間受け入れて、入浴、排せつ、食事の介護等を行うものです。 ● 近年の利用実績は、利用者数・サービス量ともに横ばい傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用日数（5.4日）を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● このサービスは、医療機関において実施されていることから、今後も医療機関との連携を図ります。

■医療型短期入所（ショートステイ）の実績の推移と見込量（月間）



	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(人日)	87	84	86	81	86	86	86	86
実利用者数(人)	15	16	16	15	16	16	16	16
1人あたり利用日数	5.8	5.3	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4	5.4

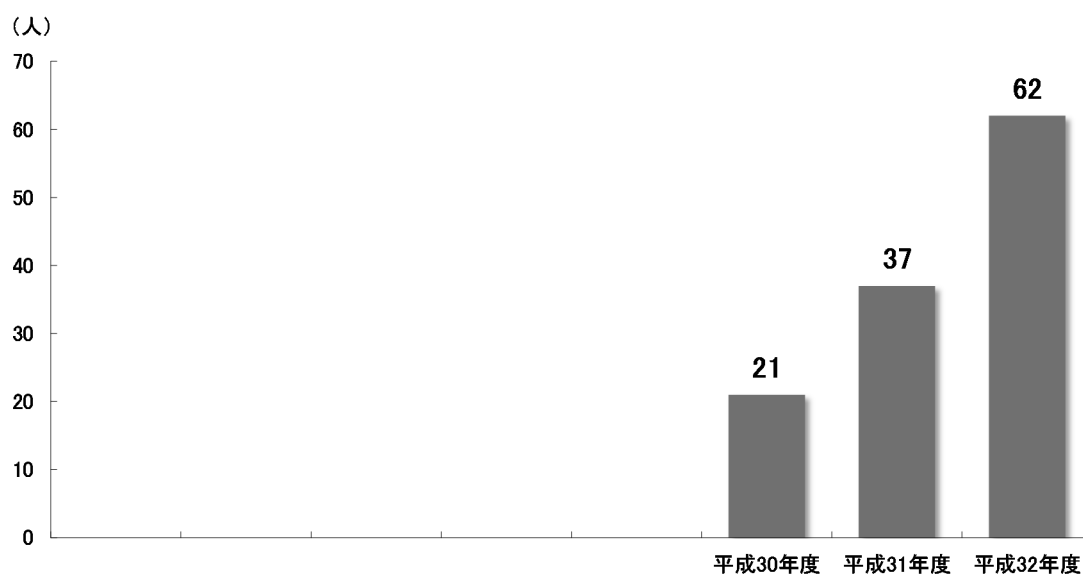
※平成29年度については暫定的な推計値である。

3 居住系サービス

(1) 自立生活援助《新規》

サービスの概要 ・ 現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設入所支援または共同生活援助を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人に対して、一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や電話等による随時の対応による必要な支援を行うものです。 ● 平成30年度から新たに位置づけられるサービスです。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設入所支援や共同生活援助からの単身生活への移行者数の実績や、地域移行支援や地域定着支援の利用者数等を勘案して、見込量を算出します。
今後の方向性 と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 区内外のサービス事業者と連携を図りながら、サービスの充実に努めます。

■ 自立生活援助の見込量（月間）

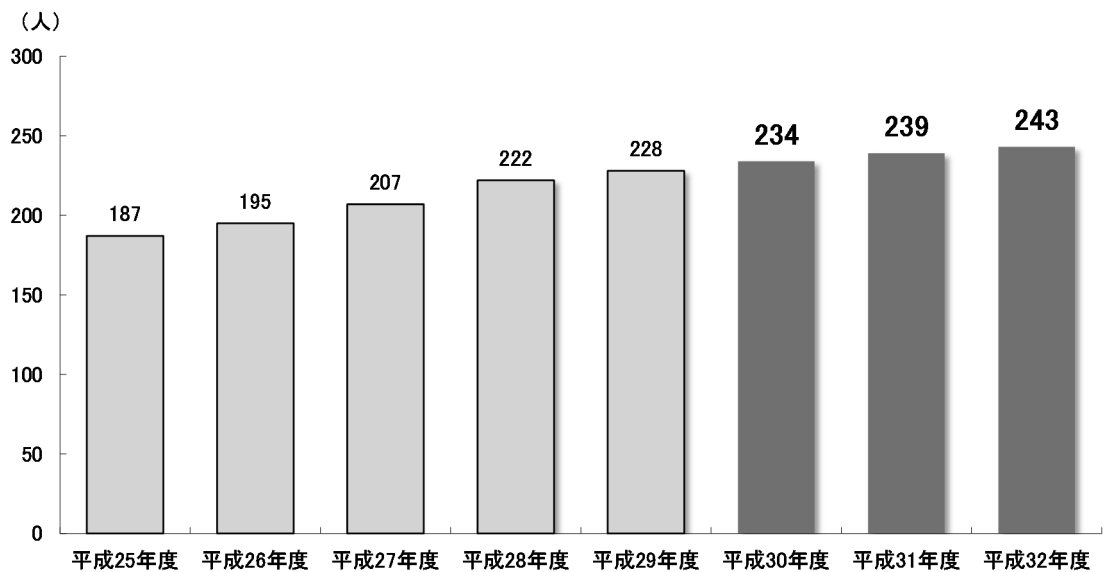


	第5期		
	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用者数(人)	21	37	62

(2) 共同生活援助（グループホーム）

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で共同生活を営むことに支障のない障害者に対して、夜間や休日に共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものです。 ● 近年の利用実績は、利用者数が増加傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえるとともに、福祉施設や精神科病院からの地域移行者の利用を見込みます。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 住み慣れた地域における障害者の生活の場を確保するため、民間事業者に対する建設費の一部補助等を通して、区内のグループホームの整備を推進します。 ● 重度の障害者が地域生活を送ることができるよう、グループホーム整備に際して区有地を活用します。 ● 低所得の障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、家賃助成を継続します。

■ 共同生活援助（グループホーム）の実績の推移と見込量（月間）



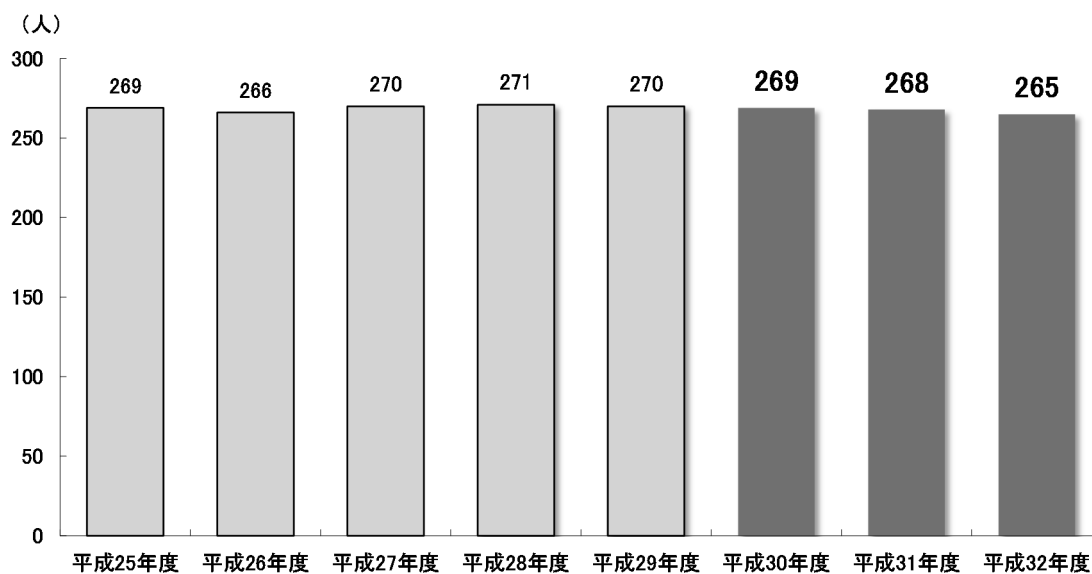
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 （実績）	平成26年度 （実績）	平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （見込み）	平成30年度 （推計）	平成31年度 （推計）	平成32年度 （推計）
実利用者数（人）	187	195	207	222	228	234	239	243

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(3) 施設入所支援

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設に入所する障害者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の相談支援等を行うものです。 ● 近年の利用実績は、利用者数が横ばい傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえるとともに、入所者の地域生活への移行を考慮して見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 入所施設等の関係機関と調整を図りながら、必要量の確保に努めます。 ● 地域生活支援型入所施設の整備について、検討を行います。

■施設入所支援の実績の推移と見込量（月間）



	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
実利用者数(人)	269	266	270	271	270	269	268	265

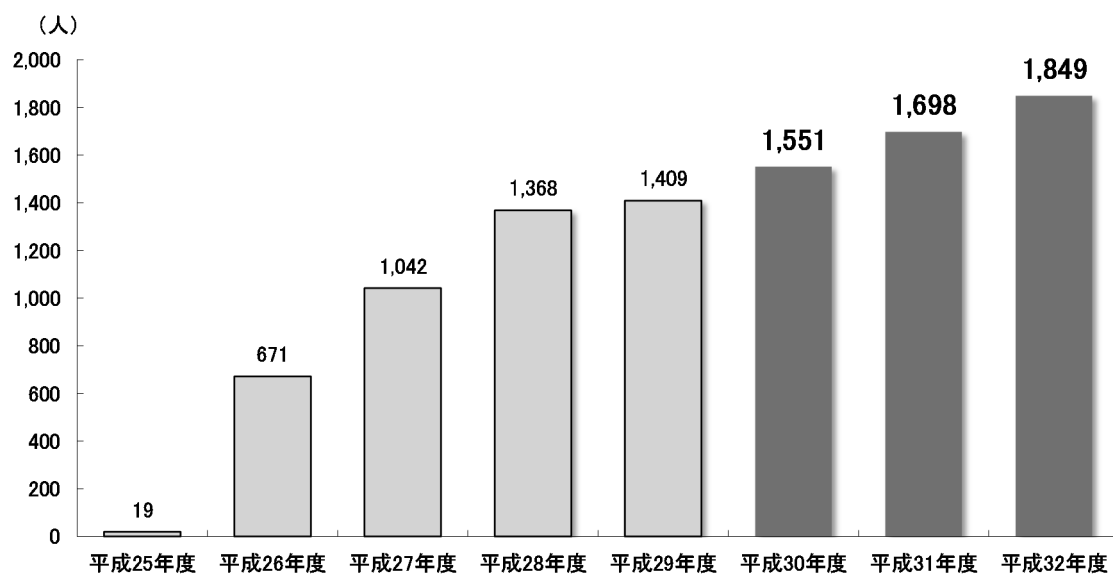
※平成29年度については暫定的な推計値である。

4 相談支援

(1) 計画相談支援

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成、作成された「サービス等利用計画」が適切かをモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行うものです。 ● 近年の利用実績は、利用者数が平成26年度以降大幅に増加しています。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、障害福祉サービス受給者のうち3割程度は、計画相談支援を利用せずにサービス利用計画を作成しています（セルフプラン）。今後、すべてのサービス利用者が計画相談支援を利用することを想定して、見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● ケアマネジメントにより、対象者をきめ細かく支援するとともに、一人ひとりの利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めます。 ● 特定相談支援事業所の人材育成及び質の向上に努めます。

■ 計画相談支援の実績の推移と見込量（月間）



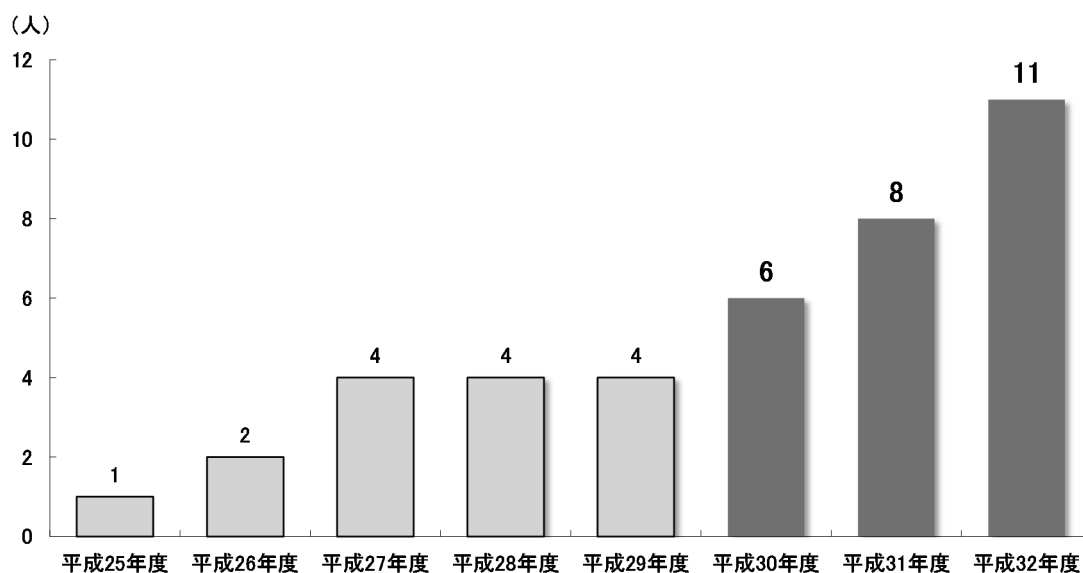
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
実利用者数(人)	19	671	1,042	1,368	1,409	1,551	1,698	1,849

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(2) 地域移行支援

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 入所施設や精神科病院等に入院している人に対して、住居の確保など地域生活に移行するために必要な相談、外出時の同行などの支援を行うものです。 ● 近年の利用実績は、各年度とも利用者数が数人となっています。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年度末の施設入所者の9%が地域生活に移行することを前提として、見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。

■地域移行支援の実績の推移と見込量（月間）



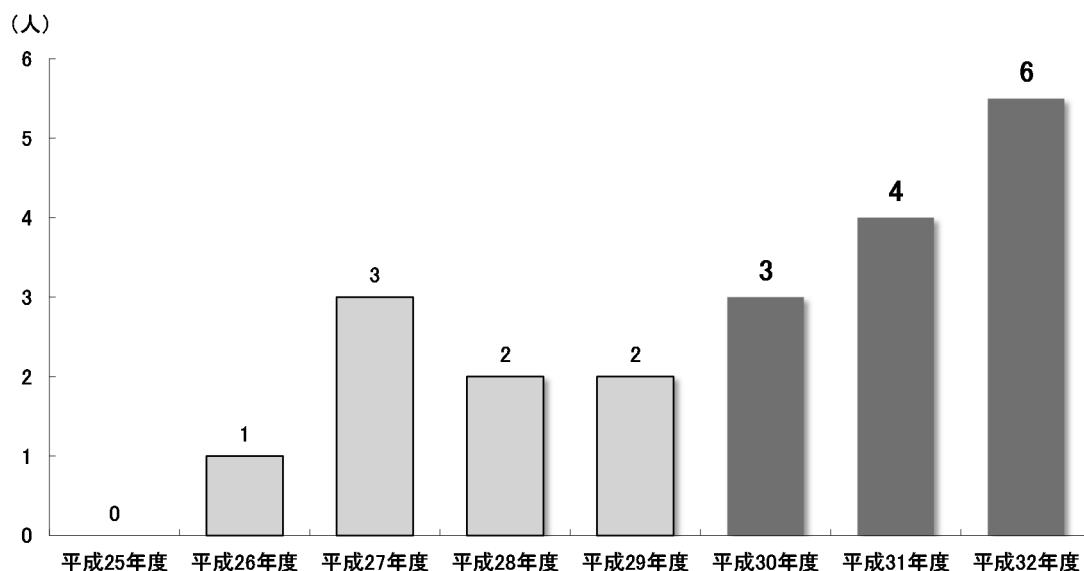
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
実利用者数(人)	1	2	4	4	4	6	8	11

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(3) 地域定着支援

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 単身等で生活する障害者に対して、地域生活を継続していくために常に連絡のとれる体制を確保し、緊急時等の必要な支援（緊急訪問や相談など）を行うものです。 ● 近年の利用実績は、各年度とも利用者数が数人となっています。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域移行支援で見込んだ地域生活移行者等が利用するものとして、見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域生活移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。

■地域定着支援の実績の推移と見込量（月間）



	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 （実績）	平成26年度 （実績）	平成27年度 （実績）	平成28年度 （実績）	平成29年度 （見込み）	平成30年度 （推計）	平成31年度 （推計）	平成32年度 （推計）
実利用者数（人）	0	1	3	2	2	3	4	6

※平成29年度については暫定的な推計値である。

第5章 地域生活支援事業の推進

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害者・障害児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、事業を柔軟な形態で効果的・効率的に実施するものです。障害者・障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず誰もが相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことを目的としています。

北区では、必須事業とされている11事業と、4種類の任意事業を実施します。

1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントを開催したり、啓発活動等を行うことを通じて、障害者が日常生活及び社会生活を送る上で生じる社会的障壁をなくすことを目指すものです。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者週間記念行事・障害者作品展を通じ、障害のある人もない人も交流できる機会を提供し、区民の障害者理解の促進に努めます。 ● おちやのご祭祭や障害者施設における祭りなどの行事等を通じて、地域交流を進めます。 ● 各種講演会を通じて障害理解や啓発を進めます。 ● 2020年東京パラリンピックに向けて普及啓発事業に取り組みます。

■理解促進研修・啓発事業の実施の有無

	第5期		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	実施	実施	実施

(2) 自発的活動支援事業

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者とその家族、地域住民などが地域で自発的に行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動などの活動を支援して、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことを支えるものです。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者福祉センターの講座修了者による自主グループ活動を支援します。 ● 活動を通して、障害者の生きがいづくりを支援するとともに、活動の活性化に努めます。

■自発的活動支援事業の実施の有無

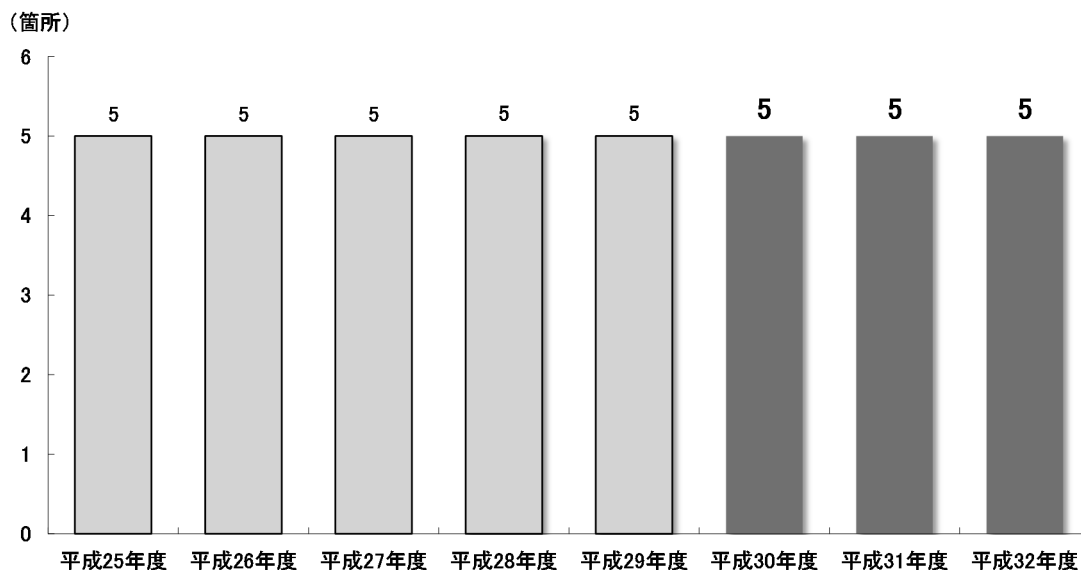
	第5期		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施の有無	実施	実施	実施

(3) 相談支援事業

《障害者相談支援事業、市町村相談支援機能強化事業、住宅入居等支援事業》

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするため、障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援など、障害者の権利擁護のために必要な援助を行うものです。 ● 区内では、北区障害相談係（王子・赤羽）のほか、滝野川地域障害者相談支援センター、障害者地域活動支援室（支援センターきらきら）、障害者地域自立生活支援室の5か所で実施しています。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の5か所での相談支援体制を維持します。あわせて、区の現状に見合った相談体制について検討していきます。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 北区障害相談係等において、引き続き適切な情報提供・助言を行い、障害福祉サービスの利用支援など、相談支援の充実に努めます。 ● 基幹相談支援センターの設置に向けて、検討を行います。 ● 市町村相談支援機能強化事業及び住宅入居等支援事業については、関係課と調整・検討を行います。

■相談支援事業の実績の推移と見込量（年間）



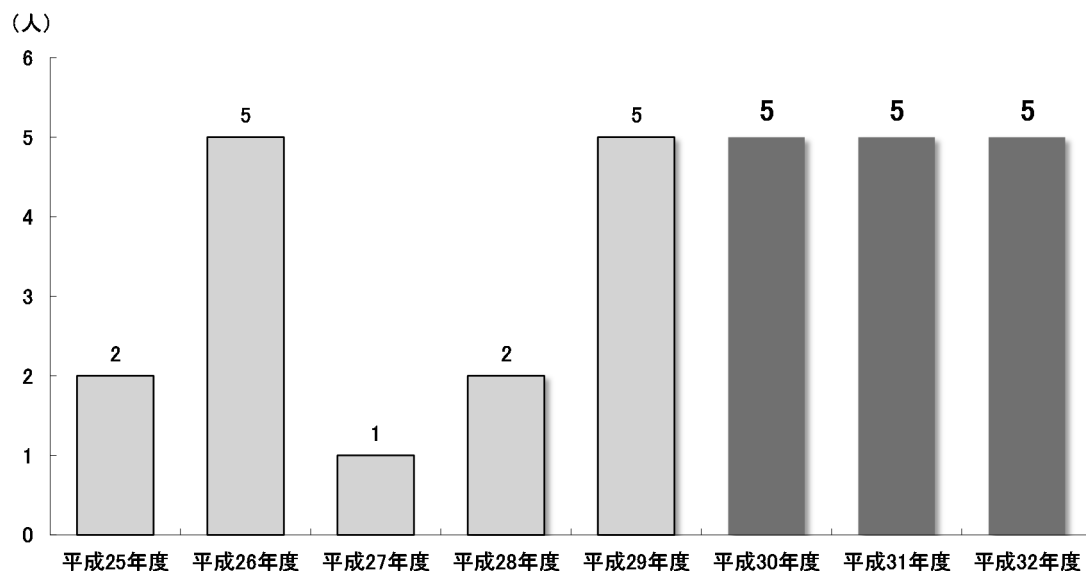
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
実施箇所数	5	5	5	5	5	5	5	5
基幹相談支援センター	検討	検討	検討	検討	検討	検討	検討	設置

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(4) 成年後見制度利用支援事業

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 知的障害者や精神障害者の権利擁護を図るため、自身で福祉サービスを適切に利用するための判断が困難な知的障害者・精神障害者に対して、親族がない場合に成年後見人の選定費用、報償費の一部を助成するものです。 ● 近年の利用実績は、各年度とも利用者数が数人となっています。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の利用が必要と認められる障害者に対する支援として、事業を継続して実施します。 ● 福祉サービスを必要とする障害者が適切に利用できるよう、情報提供に努めます。

■ 成年後見制度利用支援事業の実績の推移と見込量（年間）



	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
実利用者数(人)	2	5	1	2	5	5	5	5

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

サービスの概要 ・ 現状	<ul style="list-style-type: none">● 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築を行うものです。● 区内にはこの事業の対象となる法人がないため、当面は実施しません。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none">● 法人後見の実施を予定する法人が現れた場合、事業の実施を検討します。

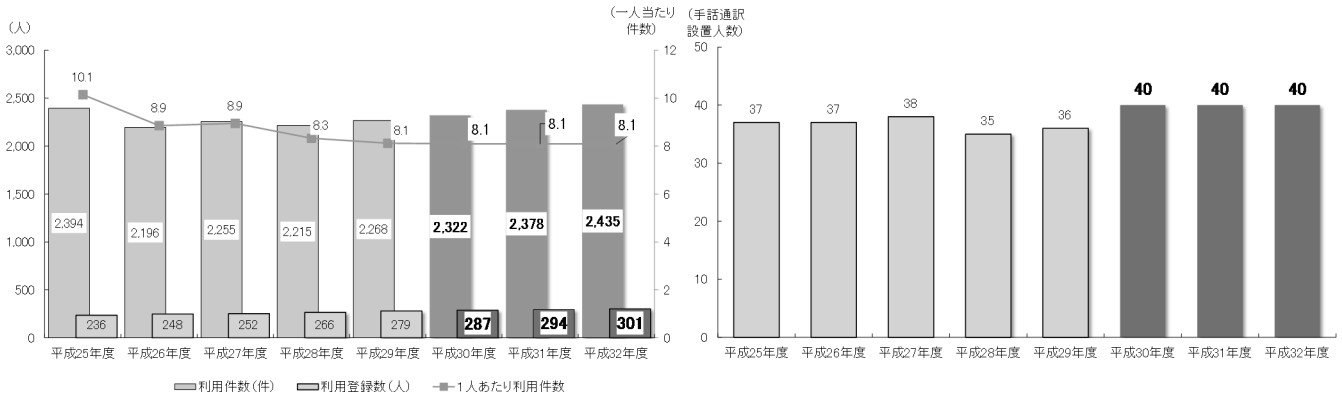
(6) 意思疎通支援事業

《手話通訳者・要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業》

サービスの概要 ・ 現状	<ul style="list-style-type: none">● 聴覚障害者等の意思疎通を円滑にするために、手話通訳者や要約筆記者(手話による意思疎通が困難な人が対象)の派遣を実施するものです。● 近年の利用実績は、利用登録数が増加傾向にあるものの、利用件数は増減を繰り返しています。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none">● 利用実績を踏まえて利用者登録数を見込むとともに、想定される年間平均利用件数(8.1件)を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none">● 手話通訳者が常駐している北区手話通訳連絡所において、手話通訳者の派遣についてきめ細かく調整して、サービスの向上に努めます。● 手話通訳者派遣の需要に対しては、手話通訳者の増員や東京都手話通訳者等派遣センターへの委託により、引き続き必要なサービス量を確保します。● 手話通訳者を増加させるとともに、養成や技能の向上を図るため、引き続き計画的な手話通訳者養成講座を実施します。

■意思疎通支援事業の実績の推移と見込量（年間）

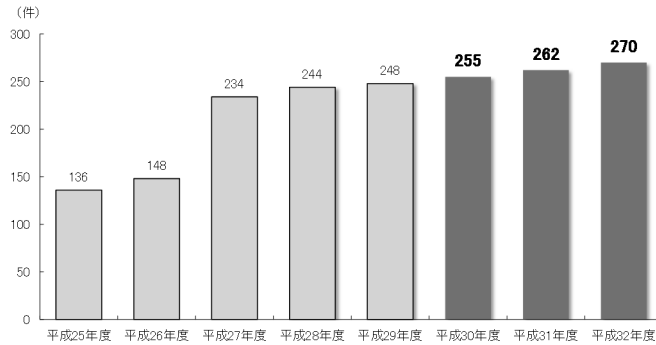
●北区手話通訳派遣事業



	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
利用登録数(人)	236	248	252	266	279	287	294	301
利用件数(件)	2,394	2,196	2,255	2,215	2,268	2,322	2,378	2,435
1人あたり利用件数	10.1	8.9	8.9	8.3	8.1	8.1	8.1	8.1
手話通訳者設置数(人)	37	37	38	35	36	40	40	40

※平成29年度については暫定的な推計値である。

●手話通訳者・要約筆記派遣事業（東京都手話通訳者等派遣センター）



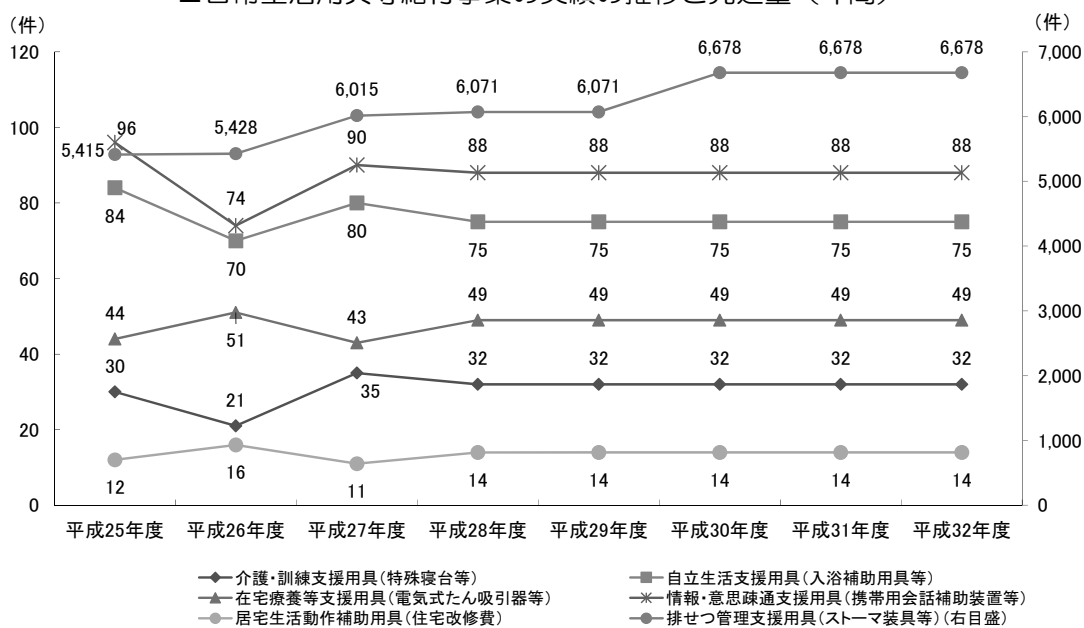
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
利用件数(件)	136	148	234	244	248	255	262	270

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(7) 日常生活用具等給付事業

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅の障害者の日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具（特殊寝台等）、自立生活支援用具（入浴補助用具等）、在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器等）、情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置等）、排せつ管理支援用具（ストーマ装具等）、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）などの給付を行うものです。 ● 近年の利用実績は、排せつ管理支援用具で給付件数が増加していますが、これ以外での用具の給付件数は横ばい傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて給付件数を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● このサービスを必要とする障害者が適切に利用できるよう、対象者への情報提供に努めます。 ● 新製品等の情報収集を行い、対象品目の拡大等について検討していきます。

■ 日常生活用具等給付事業の実績の推移と見込量（年間）



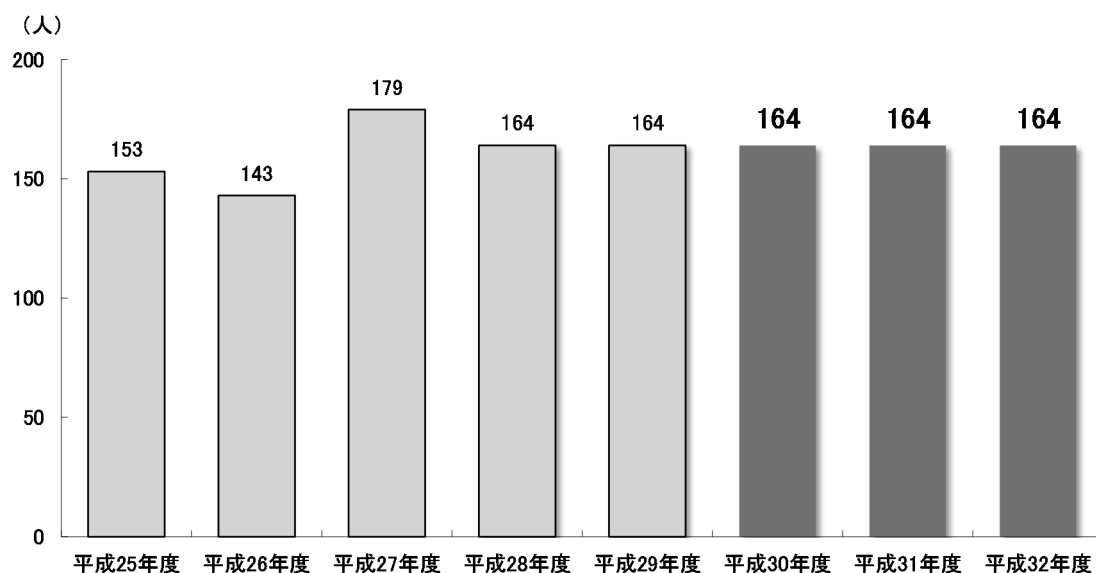
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
介護・訓練支援用具(件)	30	21	35	32	32	32	32	32
自立生活支援用具(件)	84	70	80	75	75	75	75	75
在宅療養等支援用具(件)	44	51	43	49	49	49	49	49
情報・意思疎通支援用具(件)	96	74	90	88	88	88	88	88
排せつ管理支援用具(件)	5,415	5,428	6,015	6,071	6,071	6,678	6,678	6,678
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)(件)	12	16	11	14	14	14	14	14

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 意思疎通を図ることに支障のある障害者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするため、ボランティアや手話通訳者を養成する講習会を開催するものです。ボランティア育成講座（初級・中級）、通訳者養成講座のクラスに分けて、年間を通して実施しています。 ● 近年の養成実績は、年度によって修了者数が増減を繰り返していますが、横ばい傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 実績を踏まえて養成研修修了者数を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 手話ボランティア・通訳者の育成のための講習会を引き続き開催して、養成講習修了者の増加を図ります。

■手話奉仕員養成研修事業の実績の推移と見込量（年間）



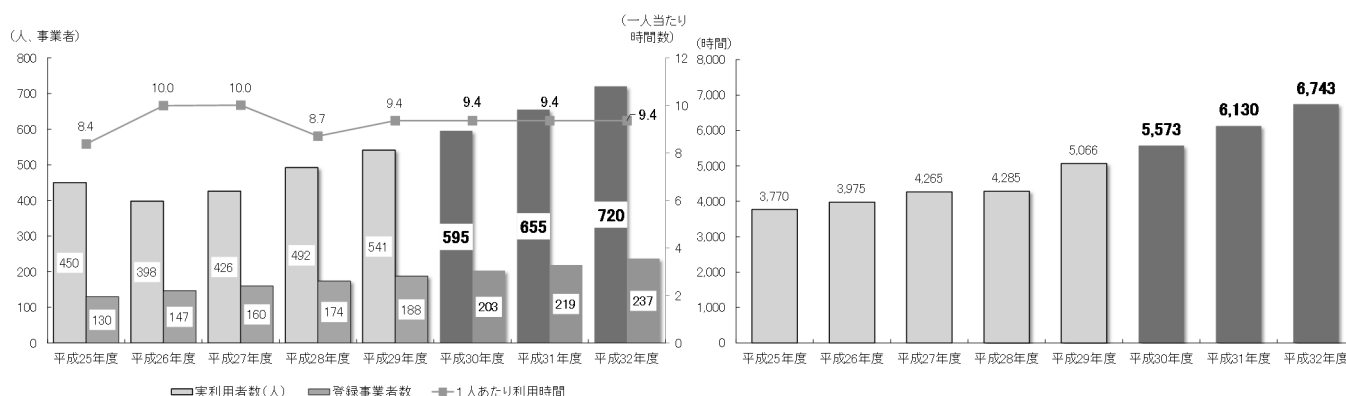
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
養成講習実修了見込み者数(人)	153	143	179	164	164	164	164	164

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(9) 移動支援事業

サービスの概要 ・ 現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 屋外での移動が困難な障害者の自立生活及び社会参加を促すため、ガイドヘルパーの派遣を行うものです。また、日中一時支援事業利用の際の送迎として、車両移送型の支援も実施します。 ● 近年の利用実績は、利用者数が増加傾向にあるものの、延べ利用時間数は横ばい傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用時間数（9.4時間）を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者に対して、障害特性を理解したヘルパーの確保を促します。また、障害の程度や状況等に応じたサービスを提供できるよう、サービスの質の向上を図ります。 ● 利用者の地域における自立生活及び社会参加のため、適切なサービスの提供に努めます。

■ 移動支援事業の実績の推移と見込量（月間）



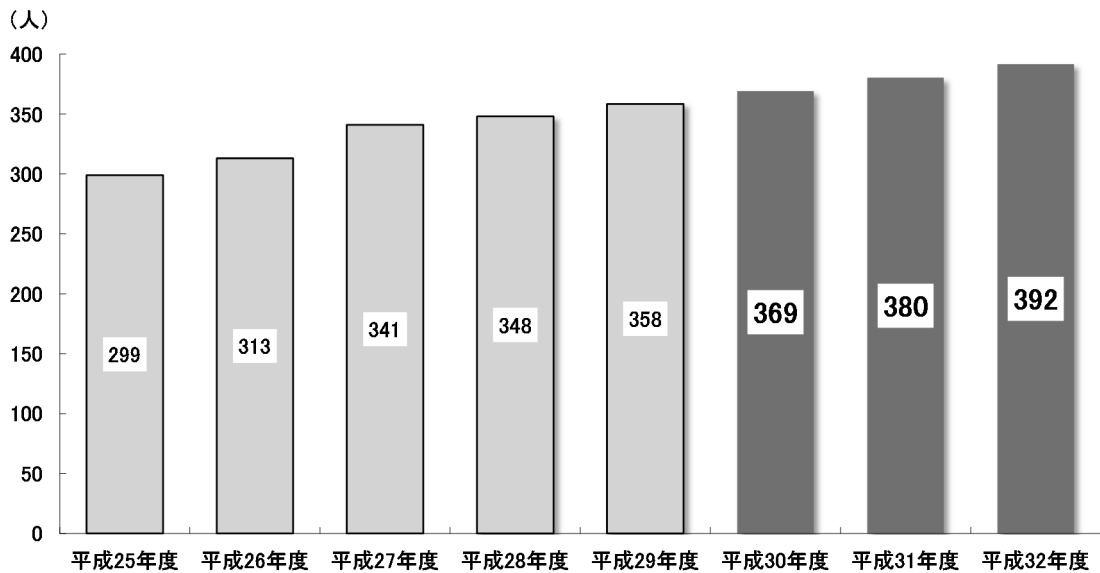
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
実利用者数(人)	450	398	426	492	541	595	655	720
延利用量(時間)	3,770	3,975	4,265	4,285	5,066	5,573	6,130	6,743
1人あたり利用時間	8.4	10.0	10.0	8.7	9.4	9.4	9.4	9.4
登録事業者数	130	147	160	174	188	203	219	237

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(10) 地域活動支援センター

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動支援センターは、障害者に創作的活動または生産活動の機会を提供して、社会との交流等を行う施設です。北区では、障害者地域活動支援室「支援センターきらきら」を設置しています。専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、相談支援や福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業を実施します。 ● 近年の利用実績は、登録者数が増加傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて登録者数を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 「支援センターきらきら」の相談支援機能の強化を図るとともに、創作的活動及び地域交流の場としての内容を充実させて、障害者の利用促進を図ります。

■地域活動支援センターの実績の推移と見込量（年間）



	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
箇所数	1	1	1	1	1	1	1	1
登録者数(人)	299	313	341	348	358	369	380	392

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(11) 広域的な支援事業《新規》

《地域生活支援広域調整会議等事業》

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むため、保健・医療・福祉関係者による協議の場として、都道府県・市町村・精神科病院の医師・相談支援事業所・福祉サービス事業者・ピアサポーター等で構成する「精神障害者地域移行・地域定着推進協議会」を設置するものです。 ● 従来、都道府県または政令指定都市が協議会の設置主体とされていましたが、保健所設置市及び特別区についても、平成 30 年度から新たに設置主体に加えられました。
第 5 期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 北区地域精神保健医療福祉連絡協議会において、広域的な支援事業を実施します。
今後の方向性 と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神障害者に対する地域医療及び地域ケアの充実と地域住民のこころの健康の保持増進を図るとともに、北区における地域精神保健医療福祉活動を総合的かつ体系的に推進します。

■ 広域的な支援事業（地域生活支援広域調整会議等事業）の見込量

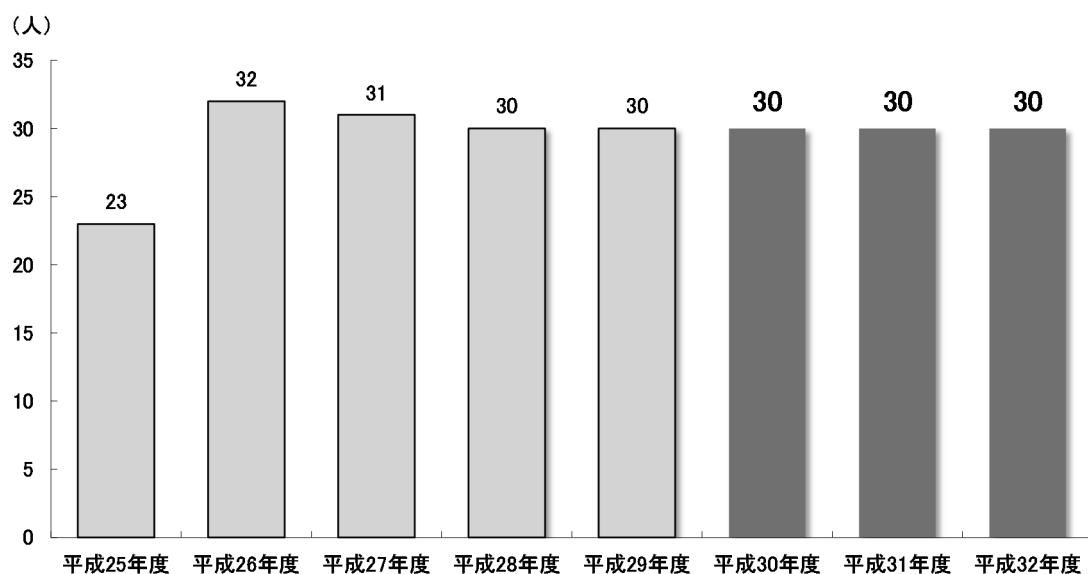
	第5期		
	平成30年度	平成31年度	平成32年度
協議会開催数	1回	1回	1回

2 任意事業

(1) 身体障害者訪問入浴サービス事業

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> 入浴が困難な在宅の重度身体障害者の自宅へ巡回入浴車を派遣し、居室に浴槽を搬入して入浴サービスを行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものです。 近年の利用実績は、平成25年度から26年度にかけて利用者数が増加したほかは、横ばい傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 利用実績を踏まえて利用者数を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> 重度身体障害者の地域における生活を支援するため、引き続き制度を維持します。

■身体障害者訪問入浴サービス事業の実績の推移と見込量（月間）



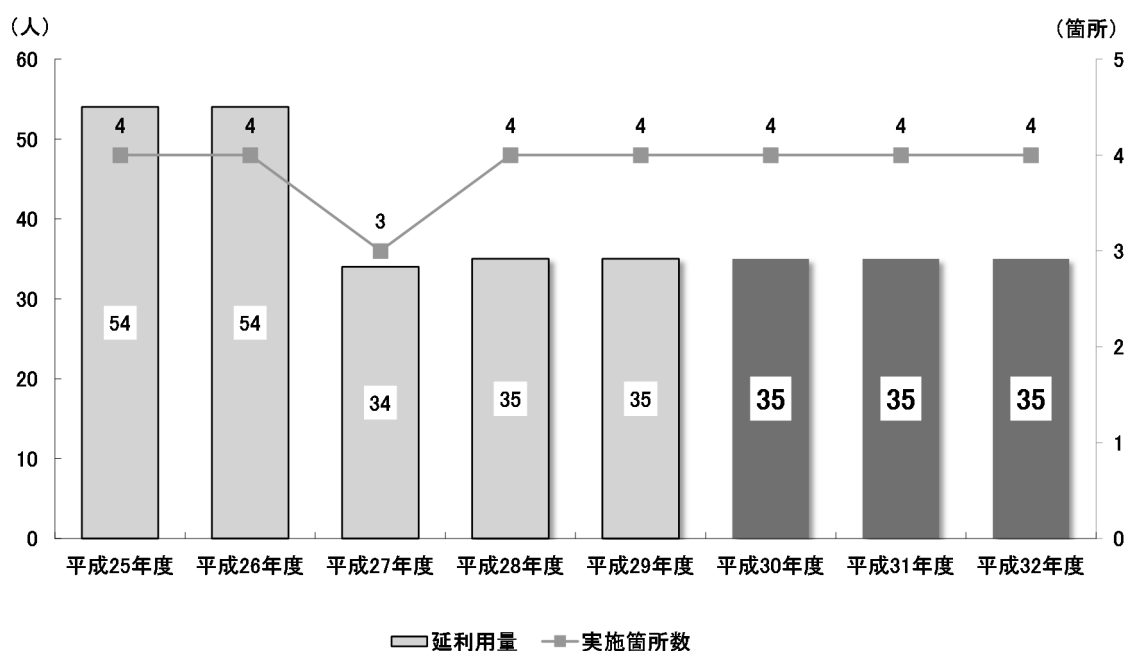
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
実利用者数(人)	23	32	31	30	30	30	30	30

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(2) 日中一時支援事業

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護者が日中介護することができないときに、障害者の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りを行うものです。 ● 近年の利用実績は、平成26年度から27年度にかけて延利用量が減少し、その後は横ばい傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて延利用量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

■ 日中一時支援事業の実績の推移と見込量（月間）



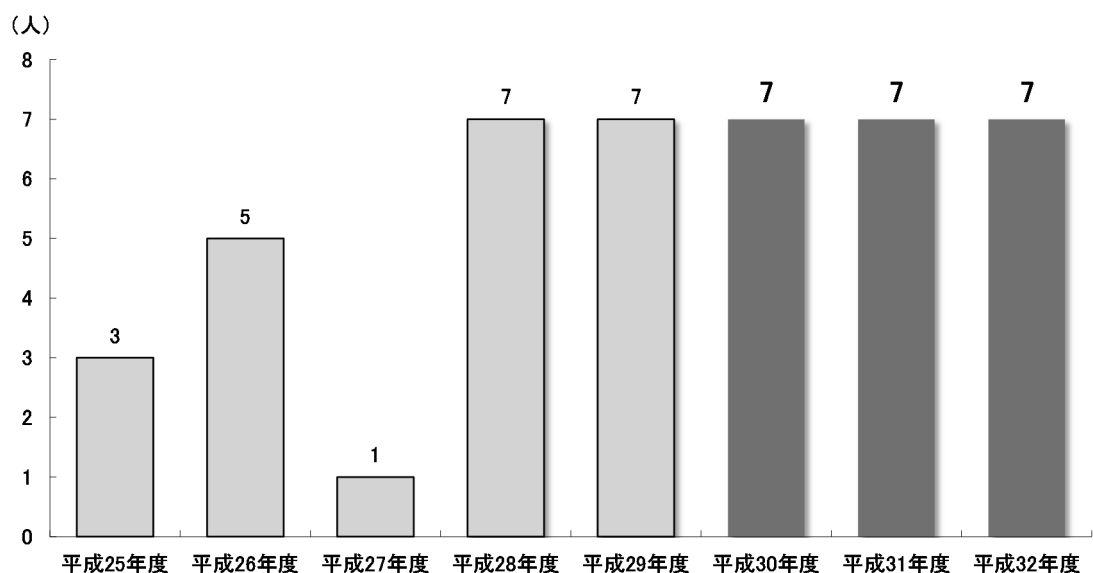
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
実施箇所数	4	4	3	4	4	4	4	4
延利用量(人)	54	54	34	35	35	35	35	35

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(3) 身体障害者用自動車改造補助事業

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労などのために、身体障害者本人が所有し、かつ運転する自動車の操向装置および駆動装置を改造する場合、費用の一部を助成するものです。 ● 近年の利用実績は、年度によって利用者数が増減を繰り返していますが、各年度とも数人の利用となっています。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体障害者の地域における生活を支援するため、引き続き制度を維持します。

■身体障害者用自動車改造補助事業の実績の推移と見込量（年間）



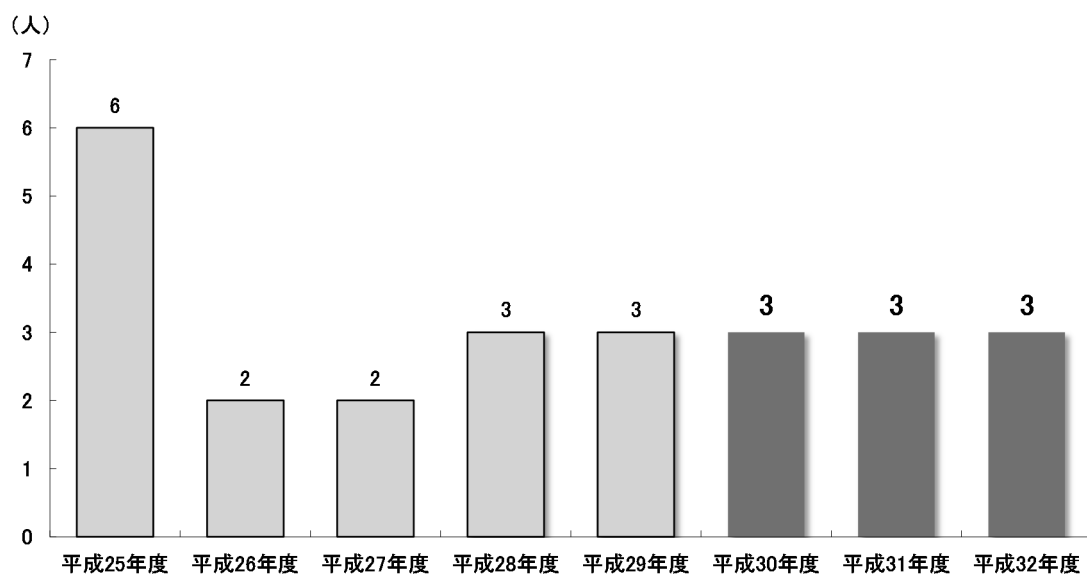
	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
実利用者数(人)	3	5	1	7	7	7	7	7

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(4) 障害者運転免許取得経費補助事業

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 18歳以上の障害者が自動車運転免許を取得する場合、教習所の入所料、教習料など助成対象経費を補助するものです。 ● 近年の利用実績は、年度によって利用者数が増減を繰り返していますが、各年度とも数人の利用となっています。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の地域における生活を支援するため、引き続き制度を維持します。

■障害者運転免許取得経費補助事業の実績の推移と見込量（年間）



	第3期		第4期			第5期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
実利用者数(人)	6	2	2	3	3	3	3	3

※平成29年度については暫定的な推計値である。

第6章 障害のある子どもに対するサービスの推進

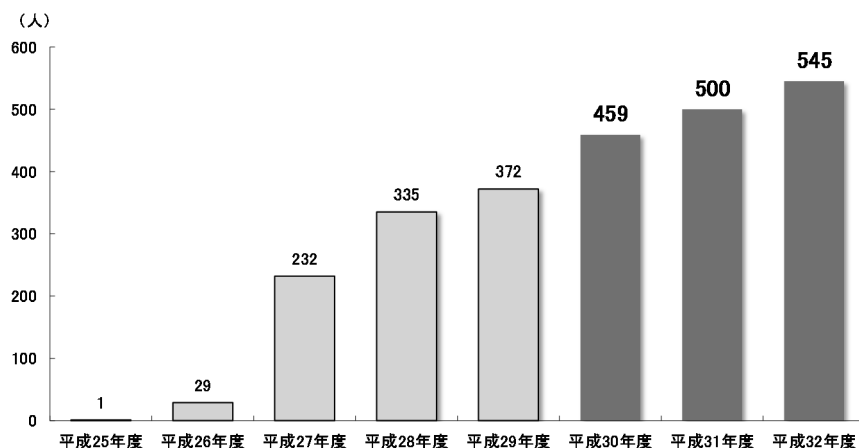
平成 28 年 5 月に改正された障害者総合支援法及び児童福祉法により、各市町村に新たに障害児福祉計画を定めることが義務付けられました。北区では、同法の改正前から児童福祉法に基づく障害児向けサービスを実施してきましたが、今後は本計画第 3 章に位置づけた成果目標の達成を目指すとともに、障害児の療育及び放課後の充実のため、保育、教育、子ども分野と連携し、必要なサービスの確保に努めます。

1 障害児相談支援

(1) 障害児相談支援（障害児支援利用援助）

サービスの概要 ・ 現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児通所支援の利用申請時の「障害児支援利用計画案」の作成、利用決定後の連絡調整、「障害児支援利用計画」の作成、利用している障害児通所支援の内容が適切かをモニタリング（効果の分析や評価）し、必要に応じて見直しを行うものです。 ● 近年の利用実績は、利用者が平成 26 年度以降大幅に増加しています。
第 5 期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、障害児通所支援受給者のうち 3 割～4 割程度は、障害児相談支援を利用せずに障害児支援利用計画を作成しています（セルフプラン）。今後、障害児通所支援を利用するすべての障害児が障害児相談支援を利用することを想定して、見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所と連携を図りながら、ケアマネジメントにより、対象者をきめ細かく支援するとともに、一人ひとりの利用者の実情に応じたモニタリングの実施に努めます。

■ 障害児相談支援（障害児支援利用援助）の実績の推移と見込量（月間）



						第 1 期		
	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度 (推計)	平成 31 年度 (推計)	平成 32 年度 (推計)
実利用者数 (人)	1	29	232	335	372	459	500	545

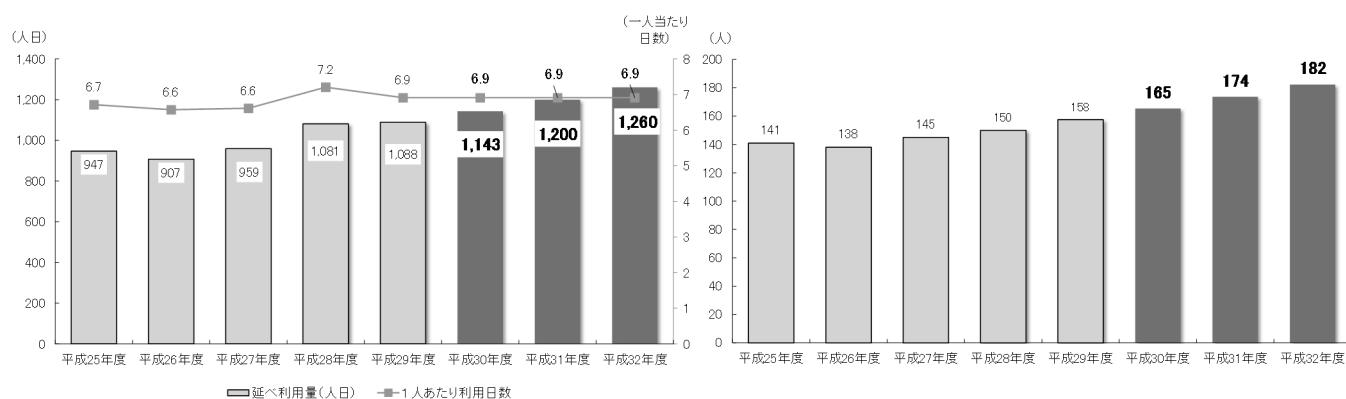
※平成 29 年度については暫定的な推計値である。

2 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 心身の発達に遅れやつまずき、あるいは疑いのある未就学児を児童発達支援センター等の施設に通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するものです。 ● 近年の利用実績は、利用者数、延べ利用量ともに増加傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえるとともに、今後の医療的ケア児の利用の増加を加味して利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用日数(6.9日)を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。 ● 区の調査によると、医療的ケアを要する障害児が区内に少なくとも50人いることが分かりました。支援を必要とする医療的ケア児のニーズに対応するため、(2)の医療型児童発達支援とともに、区内への民間施設の誘致を図ります。

■児童発達支援の実績の推移と見込量(月間)



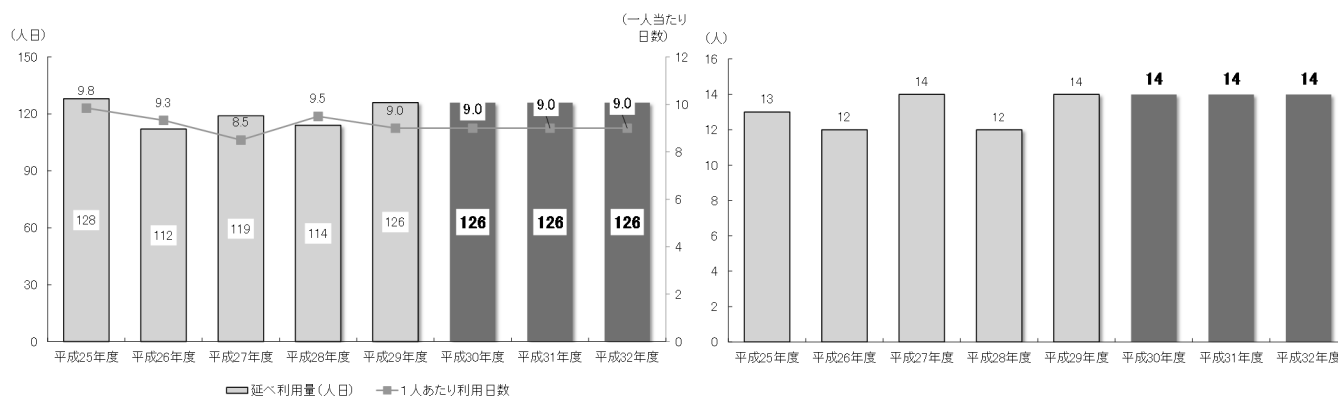
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第1期		
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(人日)	947	907	959	1,081	1,088	1,143	1,200	1,260
実利用者数(人)	141	138	145	150	158	165	174	182
1人あたり利用日数	6.7	6.6	6.6	7.2	6.9	6.9	6.9	6.9

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(2) 医療型児童発達支援

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童を医療型児童発達支援センター等に通わせて、児童発達支援及び治療を行うものです。 ● 近年の利用実績は、利用者数、延べ利用量ともに横ばい傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用日数（9.0日）を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス提供者である医療機関との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

■医療型児童発達支援の実績の推移と見込量（月間）



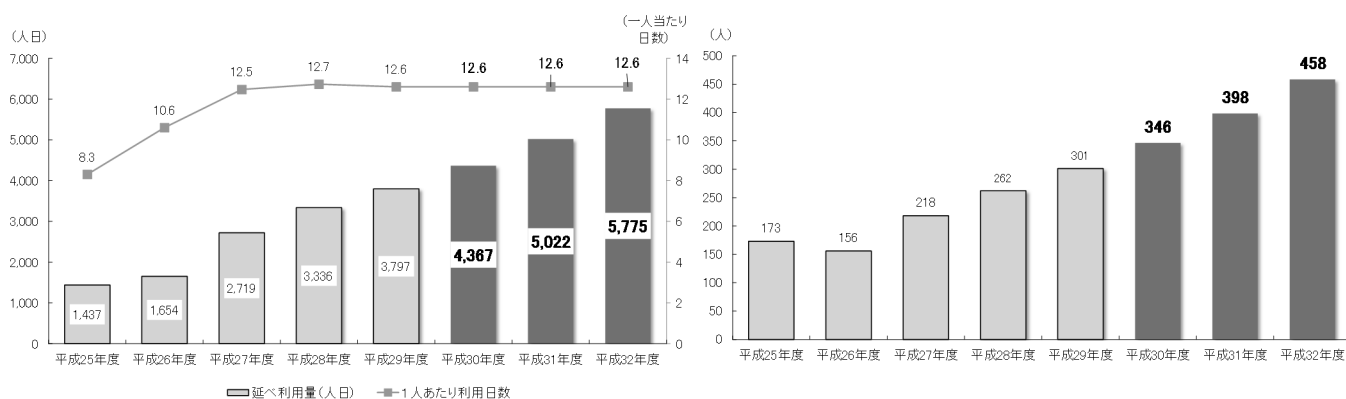
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	第1期		
	(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(人日)	128	112	119	114	126	126	126	126
実利用者数(人)	13	12	14	12	14	14	14	14
1人あたり利用日数	9.8	9.3	8.5	9.5	9.0	9.0	9.0	9.0

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(3) 放課後等デイサービス

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 就学している児童を放課後や夏休み等の長期休暇中に施設に通わせて、生活能力の向上のための訓練や放課後等の居場所づくりを行うものです。 ● 近年の利用実績は、利用者数、延べ利用時間数ともに増加傾向にあります。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用実績を踏まえて利用者数を見込むとともに、想定される月間平均利用日数（12.6日）を乗じて見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。 ● 区内のサービス事業所数をサービス見込量に基づいた適切な規模とするため、検討を行います。 ● 医療的ケア児のニーズに対応するため、重症心身障害児を対象とした事業所の誘致を図ります。

■放課後等デイサービスの実績の推移と見込量（月間）



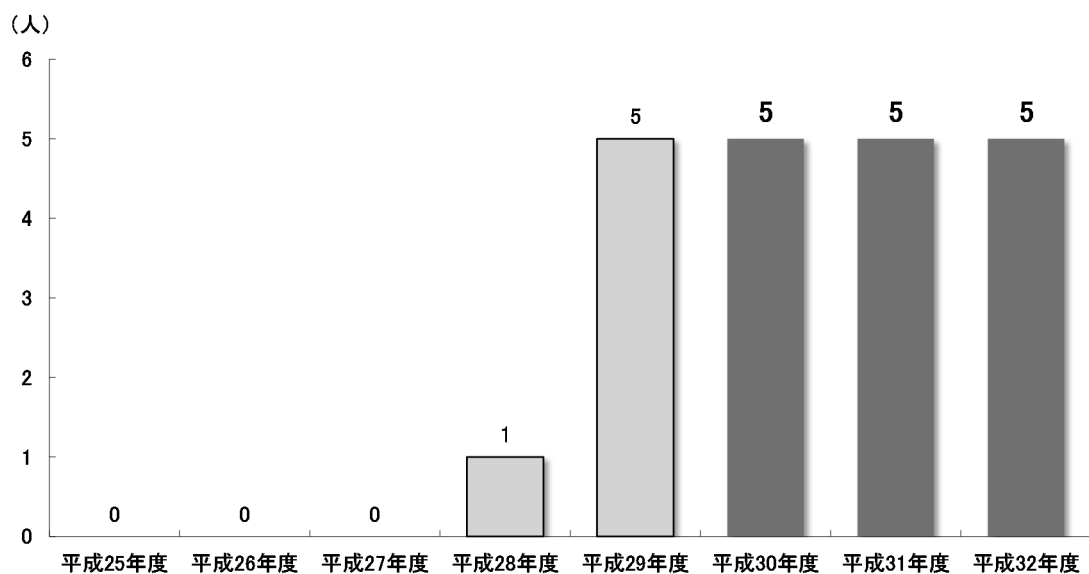
						第1期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
延べ利用量(人日)	1,437	1,654	2,719	3,336	3,797	4,367	5,022	5,775
実利用者数(人)	173	156	218	262	301	346	398	458
1人あたり利用日数	8.3	10.6	12.5	12.7	12.6	12.6	12.6	12.6

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(4) 保育所等訪問支援

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育所等を訪問し、障害児に対して障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や、訪問先施設のスタッフに対する支援を行うものです。北区では、平成28年度より事業を実施しています。 ● 平成28年度実績は利用者1人であり、平成29年度は5人と見込んでいます。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 近年の利用実績を踏まえ、利用者数は概ね横ばいとして見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実を図ります。

■保育所等訪問支援の見込量（月間）



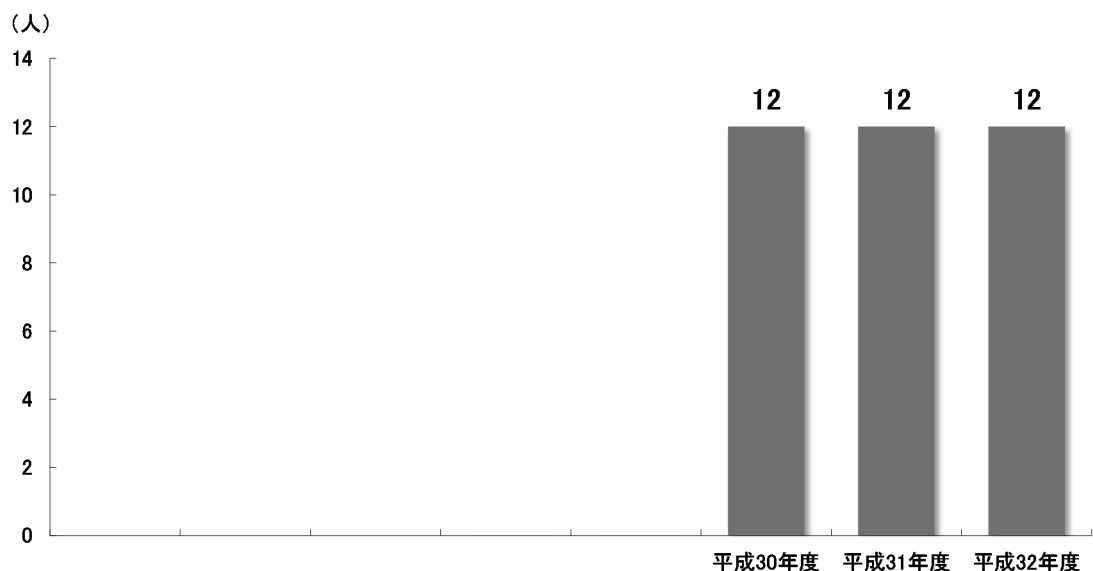
						第1期		
	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (推計)	平成31年度 (推計)	平成32年度 (推計)
実利用者数(人)	0	0	0	1	5	5	5	5

※平成29年度については暫定的な推計値である。

(5) 居宅訪問型児童発達支援《新規》

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児（重症心身障害児など）の自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や、知識技能の付与等の支援を実施するものです。 ● 平成30年度から新たに位置づけられるサービスです。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児通所施設等に通所できない障害児がサービスを利用するものとして、見込量を算出します。
今後の方向性と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス事業者との連携を図りながら、サービスの充実に努めます。 ● 重症心身障害児のニーズに対応するため、事業所の誘致を図ります。

■居宅訪問型児童発達支援の見込量（月間）

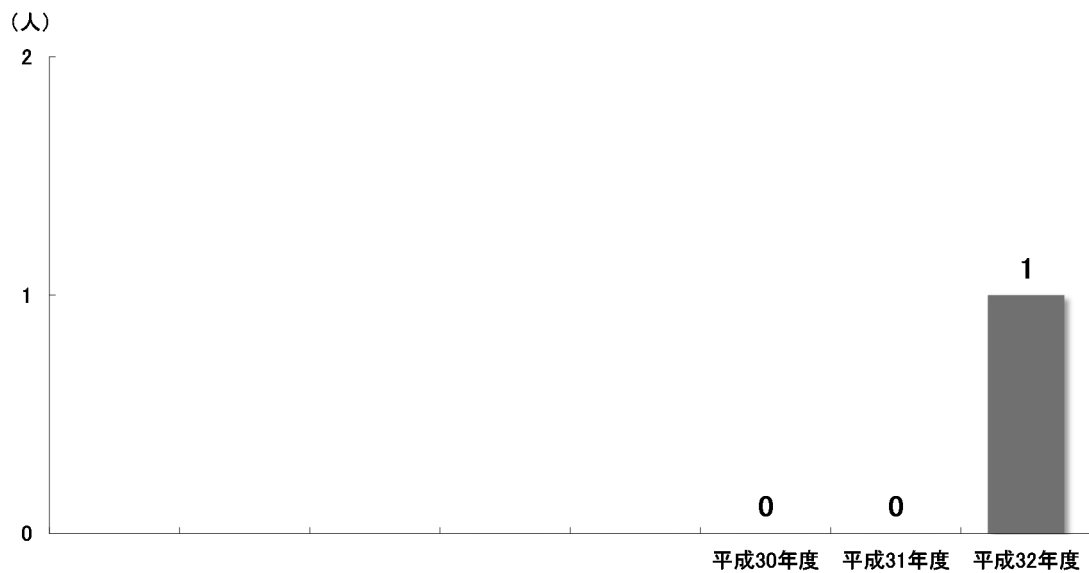


	第1期		
	平成30年度 （推計）	平成31年度 （推計）	平成32年度 （推計）
実利用者数(人)	12	12	12

(6) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置《新規》

サービスの概要 ・現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 人工呼吸器を装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や、重症心身障害児等（医療的ケア児）が地域で安心して暮らすことを支えるため、医療的ケア児に対する支援を総合調整する職員を配置するものです。 ● 平成30年度から新たに位置づけられる取り組みです。
第5期計画期間中の見込量の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ●
今後の方向性 と見込量確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ●

■医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの見込量（月間）



	第1期		
	平成30年度 （推計）	平成31年度 （推計）	平成32年度 （推計）
配置数（人）	0	0	1

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

(1) 区民等との協働

障害のある子どもが健やかに育ち、障害のあるすべての人が自分らしく安心して暮らすことのできる地域社会の実現のためには、地域のさまざまな機関・団体が協働して、地域ぐるみの支援体制を強化する必要があります。

本計画の推進にあたり、区は、障害児・障害者及び障害者の家族、関係機関及び団体、地域住民はもとより、地域の障害者福祉施設、東京都北療育医療センター、特別支援学校、東京都障害者総合スポーツセンターなどとの連携に努めます。

(2) 国、東京都、区等の適切な役割分担に基づく施策の推進

本計画の推進にあたり、区は、国、東京都、区、障害者団体等のそれぞれの役割を明確に認識し、相互の協力体制の強化を図ります。また、国や東京都に対し、北区の障害福祉サービス基盤整備に必要な財政措置や人材の確保等について継続的に要望します。

(3) 北区自立支援協議会を中心とした計画の評価

国の基本指針では、障害福祉計画・障害児福祉計画に定めた成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策及び障害児施策並びに関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画等の中間評価として分析及び評価を行うことが適切であると示しています。本計画の推進にあたり、区は北区自立支援協議会において定期的に計画の進捗状況の把握及び評価を行うとともに、今後の施策の推進に障害者自身の意見を活かせるような体制づくりを行います。

また、庁内検討組織である東京都北区障害者計画等検討委員会において、計画についての評価等を行うとともに、障害者施策に関する様々な事項を共有し、横断的に障害者施策を推進します。

第5期北区障害福祉計画・第1期北区障害児福祉計画

～中間のまとめ～

平成29年（2017年）10月発行

刊行物登録番号 29-1-069

発行 北区
編集 北区 健康福祉部 障害福祉課
〒114-8508 北区王子本町一丁目15番22号
TEL 03-3908-9085 FAX 03-3908-5344
